

# 令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和2年3月9日（月）

午前10時 開 議

## 【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】 ..... |  
日程第1 会議録署名議員の指名

## 【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 5番 柴田勇雄君 ..... |  
(1) 町財政をめぐる動向について
- (2) 2番 遠藤裕樹君 ..... 13  
(1) 人材育成について  
(2) 5Gへの対応について  
(3) 新型コロナウイルスの対策について
- (3) 4番 山崎邦廣君 ..... 23  
(1) 財政運営について
- (4) 3番 近藤 聖君 ..... 31  
(1) 新大橋建設について  
(2) 役場新庁舎の建設について  
(3) 文化財保護の現状と今後取り組むべき課題について  
(4) 令和2年度からの新学習指導要領実施への対応について  
(特にプログラミング教育について)

令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和2年2月27日（木）					
再開年月日	令和2年3月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年3月9日（月） 開議10時00分 散会14時31分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	山崎 邦廣	7番	姉帯 春治		
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局総務係長	村 木 晋 介		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	中山 優彦
	教育長	吉田 信一	教育委員会事務局教育次長	石角 則行
	農業委員会会長	深澤 進	病院事務局長	大久保 栄作
	代表監査委員		農業委員会事務局長	和野 康弘
	総務企画課長	山下 弘司	総務企画課室長	大川原 洋一
	政策秘書課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	住民会計課長	千葉 隆則	総務企画課財政係長	近藤 桂太
健康福祉課長	檜木 幸夫			

( 開議時刻 10時00分 )

## 議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、山崎邦廣君及び7番、姉帯春治君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、4名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

最初に、5番、柴田勇雄君。

## 5番 ( 柴田勇雄君 )

おはようございます。柴田勇雄でございます。

私から、通告しております、町財政をめぐる動向について、お尋ねをいたします。最初に、一般会計に係る次の事項について伺います。鈴木町長が就任されたのは平成19年の半ばですので、実際に当初予算を編成されましたのは平成20年度から、そのように思っております。当時は、国の三位一体改革が終了し、町では行財政改革を推進中で、職員数の削減と地方債残高の縮減に重点を置き、財政の健全化に取り組み、一方、事業では光ファイバ網を活用した地域情報通信基盤の整備を目指しておりました。令和2年度一般会計当初予算は約68億円の規模となっております。これには、大型事業の新庁舎建設工事費、約1,060,000,000円も含まれております。鈴木町長が、12年前の当初予算編成と比べ、令和2年度新年度予算を編成しての所見について伺います。

二つ目に、普通交付税は、ご承知のとおり基準財政需要額マイナス基準財政収入額の算定方式で、毎年同じ方式により一般財源として交付される仕組みになっています。30年度の普通交付税の当初予算計上額は27億円で、決算では2,870,000,000円です。元年度の場合、当初予算計上額は2,750,000,000円で、決算額になるであろう補正後、第2号では2,940,000,000円の実態にあります。当初予算と決算では億単位でのかい離があります。当初予算での過小計上や財源隠しと言われても致し方ない内容と思われませんが、地方財政計画がどのように反映されているのか伺います。

三つ目に、地方財政計画に計上されている重点課題対応分と、まち・ひと・しごと創

生事業のうち、人口減少特別対策事業費、地域の元気創造事業費の算定内容と当町への交付額について伺います。

四つ目に、近年、国の財政状況が先進諸国に比べ突出して悪く、これに対し、地方は安定的に黒字で、その柱である地方交付税をもとに積立基金が増加しているのではないかとの指摘があります。この声の言い分は、普通交付税の算定となる基準財政需要額、特に特別枠等を膨らませ、増額交付されたものが基金への積み上がりにつながっているとしております。当町の場合、主要4基金への積み上がりについて、この論法との相関関係はどのようになっているのか伺います。

五つ目、基金の中でも特に公共施設等整備、地域づくり振興基金は30年度末で約41億円の現在高で、積立金現在高比率112パーセント、全基金では158パーセントになるようでございますが、となっております。ここ10年間で大幅な積み上がりとなった要因分析と今後の積み立て動向について伺います。

六つ目に、地方債の元年度末の見込額は約92億円となっております。このうち普通交付税で措置される辺地債、過疎債、臨時財政対策債等の算入額を試算した場合の実質の見込額について伺います。

七つ目、町財政は近年、基金への積み立てと財政指標等が向上し、一見、安定しているように見えますが、決してそうではなく、財政力指数0.16が示すように、財政基盤がぜい弱で、自主財源が乏しいことを肝に銘じておく必要があります。町財政のさらなる健全化に向けた不要不急な経費の節減合理化を図るべく、5カ年程度の中期財政運営計画が必要と考えますが、その対応について伺います。

次に、国保財政運営の動向について伺います。平成30年度から、持続可能な医療保険制度を構築するため国保制度が大きく変わりました。これまで町が保険者となり国保の運営を担ってきましたが、新たに県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担い、町は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業等、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなっております。顧みますと、当町の国保運営は特に財政運営面において苦難の道を歩みながらも、なんとか乗り越えてきたという実感があります。国保は、加入者の減少と高齢化に加え、相対的に所得が低く、集められる国保税には限界があります。一方、高齢の方は病院通いの人が多く、医療費はたくさんかかる実態にあります。加入者の構造上の問題から、国保の運営は恒常的に厳しいものがあると思われまます。国保財政基盤がぜい弱で、平成22年度には赤字決算となっております。国保財政調整基金も平成19年度から26年度まで積立金ゼロに等しい状態が続くなど、一般会計からの多額の繰り入れで、かろうじてつないできた経緯にあります。平成30年度末の国保財政調整基金は約50,000,000円の積み立てとなっております。県に財政運営の主体が移管されたあとの町国保財政調整基金の在り方と、その果たす役割について伺います。

次に、水道事業会計の財政運営の動向について伺います。水道事業は、独立採算の原則に基づき経済性を発揮しながら、住民生活の必須なインフラ設備として、なくてはならない極めて重要な役割を果たしております。平成29年度から公営企業の徹底した効率化、経営健全化と民間ノウハウの活用を活かし、経営、財政基盤の取り組み強化を図

るため、官庁会計方式から公営企業会計方式が導入されました。このことにより、貸借対照表や損益計算書の財務諸表の作成等を通じ、自らの経営、資産等を正確につかむことができたと思います。このような中、著しい人口減少等による料金収入の減少や施設、管路等の老朽化に伴う更新投資に迫られ、遅ればせながらも、これまで西部、江川地区の水道改修整備事業を計画的に推進してきた経緯にあります。平成30年度で江川地区水道改修工事が完了しましたが、残すは老朽化が著しい北部地区水道改修の整備工事だけとなりました。地元住民の方々から早期着工要望の声が上がっていますが、その見通しを伺います。また、企業会計方式導入後における独立採算による適正な水道料金の在り方と現行水道料金とのバランスはどのようになっているのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。ご質問の町財政をめぐる動向についての一般会計について、お答えをします。

まず、1点目の私が最初に予算編成した平成20年度当初予算と比べ、令和2年度当初予算編成をしての所感についてであります。私が町長に就任した平成19年当時は、平成12年に地方分権一括法が施行され、名目上、国と地方公共団体が対等な関係となった一方で、国による平成の大合併が強行に推し進められ、市町村の数が約6割まで減少したほか、平成16年度から実施された三位一体改革などにより、地方が独自施策に取り組むことができないほど、財政的にも大きな影響を受けた時期でありました。

そうした中、平成20年度の一般会計当初予算は、平成17年度からの第4次行政改革大綱の実施期間中であったことから、予算規模は約48億円で、ピーク時の約7割まで減少し、特に人件費と公債費の削減については、他市町村より厳しい目標値を掲げ、重点的に取り組み、行政コスト全体を抑制したことで、財政運営上は非常に厳しい時代でありました。その後、リーマンショックなどによる経済の低迷期が続きましたが、第2次安倍政権の発足後の平成26年には経済財政運営と改革の基本方針2014が打ち出され、東京一極集中の是正、人口減少対策など、それぞれの自治体が独自性を持って各種施策を展開する地方創生の取り組みに必要な財源が新たに措置されるなど、財政運営を取り巻く状況が大きく変化してきております。

そうした中、令和2年度の一般会計当初予算であります。予算規模は約68億円で、ピーク時の約9割まで戻ったものの、人件費は平成20年度比95パーセント、公債費は65パーセントとなっており、行政コストを抑制しながらも、住民生活に必要な基盤整備、住民の安心で快適な生活に向けたソフト事業、葛巻町の将来を見据えた人材育成や魅力づくり事業など、各分野にわたり葛巻らしい取り組みを盛り込むことができた予算編成になったと思っているところであります。

次に、2点目の新年度当初予算に計上した普通交付税の算定方法と地方財政計画の反

映についてであります。令和2年度の地方財政計画における地方の一般財源総額は、前年度を7,000億円上回る63兆4,000億円が確保され、地方交付税の総額は前年度を4,000億円上回る16兆6,000億円が確保された一方で、臨時財政対策債の発行額は、前年度から1,000億円抑制されたところであります。

こうした中、令和2年度の当初予算における普通交付税の算定につきましては、地方財政計画で示されております各項目を勘案し、個別算定経費及び包括算定経費を算出しているほか、公債費につきましても、来年度に予定される償還額を基に実額で推計しているところであります。また、地方法人課税の偏在是正措置を財源とし、普通交付税において地域社会再生事業費が新たに創設されたところであります。これに係る算定分も含め、令和元年度の当初予算総額を約1億円上回る2,850,000,000円を計上させていただいているところであります。

次に、3点目の地方財政計画に計上されている重点課題対応分とまち・ひと・しごと創生事業のうち、人口減少特別対策事業費、地域の元気創造事業費の算定内容等についてであります。人口減少特別対策事業費につきましては、人口を基本とした上で、地方創生に係る取り組みの必要度、取り組みの成果を反映し、算定されるものであります。令和2年度以降は段階的に取り組みの必要度に応じた算定から、取り組みの成果に応じた算定に移行していくこととされております。

そうした中、当該費目の令和元年度における算定実績額は130,000,000円ほどでありましたが、令和2年度における算定見込額は、算定方法の見直しなどを勘案し、前年度比1割減の120,000,000円ほどを見込んだところであります。地域の元気創造事業費につきましては、地域の自主性、主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じた、きめ細かな独自施策を実施するための財源として、平成26年度から算定項目に追加されております。算定にあたりましては、人口を基本とした上で、各地方公共団体における行政改革の取組結果や地域経済の活性化の成果を反映し算定されるものとなっておりますが、令和2年度からは、近年の行政需要の変化に合わせ、職員数削減率や地方債残高削減率など、行政改革に係る努力分の算定が廃止されるなどの見直しが行われることとなっております。このことから、当該費目の令和元年度における算定実績額は55,000,000円ほどでありましたが、令和2年度における算定見込額は、ほぼ同水準であり、53,000,000円ほどを見込んだところであります。

次に、4点目の基準財政需要額、特別枠等の増額に伴う交付税算定と主要4基金への積み上がり、その相関関係についてであります。5点目の公共施設等整備、地域づくり振興基金は約41億円、30年度末の現在高で、ここ10年間で大幅積み上がりとなった要因分析と今後の積み立て動向につきましては、関連がありますので併せてお答えを申し上げます。

基準財政需要額の歳出特別枠につきましては、リーマンショック後の地方経済、雇用情勢の悪化等を踏まえた緊急的な対策として、地方財政計画の歳出に上乘せされた臨時的な措置であり、平成21年に地域雇用創出推進費として、その後、地域経済・雇用対策費などに名目を変更しながら、平成29年度までの普通交付税において算定されていたものであります。また、算定額につきましては、年度により異なりますが、当町にお

きましては、多い時で250,000,000円、少ないときは50,000,000円ほどでありました。一方で、この歳出特別枠が創設される前の平成17年度から、第4次行政改革大綱に基づき、住民との協働のまちづくりに取り組み、行政サービスの水準を維持した中で、厳しい歳出削減と効率化を図り、行政コストを抑制したスリムな行政基盤を確立してきたところであります。こうした行財政改革の取り組みによる行政コストの圧縮分、普通交付税の還元分や新たな歳出特別枠などによる増額分などにより、柔軟な財政運営ができる状況に改善してきたことから、当時、行政課題として取り上げられていた公共施設等の老朽化対策の財源確保として、基金の造成、積み増しに取り組むことができたと思っております。また、その結果、念願でありました新病院建設、現在、進めております複合機能を有した新庁舎の整備などの公共施設整備のほか、葛巻だからできる、葛巻らしい様々な地域づくりの取り組みや人口減少対策ができています。

今後の基金積立の動向であります。これまでは事業費、あるいは地方債の償還分の財源を確保するために基金の積み増しを行ってきたところでありますが、新庁舎建設に係る事業費や、新病院建設に係る地方債の返還に係る財源への基金残高は年々減額していくこととなります。一方で、今後においても、老朽化に伴う公共施設の更新や、住民ニーズによる新たな公共施設の整備などが予想されること、さらには、将来世代への負担軽減や安定的な財政運営に資するためにも、基金の果たす役割は大きいと思っておりますので、可能な範囲内で基金を活用した財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の元年度末地方債見込額は約90億円となっているが、このうち普通交付税で措置される算入額を試算した場合の実質現在見込額についてであります。現時点で、本年度分の地方債の借入額が確定しておりませんので、補正第3号時点での予算額がベースとなりますが、年度末時点での借入残高見込額は8,970,000,000円ほどで、うち約7割相当にあたる6,270,000,000円相当が普通交付税で措置される見込みであります。したがって、残る27億円ほどが一般財源で負担すべき町の実質的な負担額となるものであります。

次に、7点目の町財政のさらなる健全化に向けた、不要不急な経費の節減合理化等への対応についてであります。町の財政状況は、これまでの行政改革の取り組みなどにより、主要財政指標が新病院、新庁舎などの公共施設等の整備で借り入れた地方債の償還が今後本格化してくることから、公債費の増大と併せて実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標が悪化するものと推測をしております。一方で、引き続き、費用対効果や効率性など様々な視点を持ちながら、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう創意工夫をしながら事業に取り組んでまいり、事業の選択と集中、あるいは事業のスクラップ&ビルドによる取り組みなどで、限りある財源が有効に活用されるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、国保会計の国保財政の都道府県化後における国保財政調整基金の果たす役割についてであります。国民健康保険制度につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村とともに国民健康保険事業の運営を担っており、保険給付に必要な費用については、県が全額支払うことで、市町村での対応は不要となつたこと

ろであります。また、市町村においては、県が決定する国民健康保険事業費納付金を毎年度納付することとなっており、その財源につきましては、国庫負担金などの公費のほか、原則、被保険者からの保険税で賄うこととされております。

一方で、国民健康保険制度の都道府県化に伴い、保険税の水準の統一化について議論されているところであり、仮に統一化が図られた場合、被保険者の負担が増加する可能性が推測される所であり、被保険者の負担が急激とならないよう、一定の財源を確保しておく必要があると考えております。こうしたことから、引き続き、国保財政調整基金につきましては、不測の事態に備えておくために、一定額の基金は確保してまいりたいと考えております。

次に、水道会計、1点目の水道事業会計の財政、経営状況と人口減少課題からみた老朽化が著しい北部地区水道施設の早期改修整備工事の見通しについてであります。水道事業につきましては、平成29年度に地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行し、事業を進めておりますが、過去2年間でそれぞれ40,000,000円ほどの欠損金が生じ、現時点で累積欠損金は80,000,000円となっております。財政状況は決して良いとは言えない状況であります。

現在、令和2年度から10年間の収支計画を中心とする経営戦略の策定をしているところでありますが、大きな課題となっておりますのが、人口減少に伴う給水収益の減少と施設整備に伴う企業債の償還が増えていくことによる財政状況の悪化であります。こうしたことから、北部地区における水道施設の整備につきましては、水道事業における経営状況を踏まえ、収支のバランスを考慮しながら、できる限り早期に着工できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の企業会計方式導入後の独立採算による適正な水道料金の在り方と現行水道料金とのバランスについてであります。水道事業の公営企業会計の移行に伴い、現金支出を伴わない減価償却費の計上により、今後も年間、約40,000,000円の欠損金が生じていくこととなり、独立採算による適正な料金収入を確保していくためには、少なくとも現行料金を40パーセントほど引き上げなければならない試算となっております。また、北部地区の水道施設を整備した場合、整備に係る費用が加算されることから、収支のバランスを保っていくためには、さらなる利用料金の引き上げが必要となってくるものと想定しております。

一方で、平成30年度末の流動資産、現金及び貯金であります。2億円ほどあり、当面は利用料金の引き上げをせずとも経営を維持していくことができる状況にありますが、独立採算が原則である公営企業であることを踏まえ、将来の収支バランスを考慮しつつ、利用者の皆さんにとって過度な負担とならない利用料金の見直しについて、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。まず、地方交付税の関係ですが、当初予算の予算計上額と決算のかい離の問題でございますが、非常にこれまで大きすぎた嫌いがあったのではないかなど、この一般質問を出す時分では今年度の予算状況が分からないときに、このような形で提出したのですが、令和2年度の当初予算では120,000,000円ですね、かい離が、よほど上積みした予算になっておりますので、大分改善になったのかなとは思っておりますが、この予算額の計上額は、あと、決算数値も大体分かりますよね、普通交付税の場合は。大体どのくらいの、あと余裕額があるのか、計算しておられると思いますので、お知らせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、普通交付税の実績と交付額のかい離についてということでございますが、お答えを申し上げます。普通交付税の積算にあたっては、毎年、地方財政計画の動向、あるいは、例年、総務省から示されておりますので、それに基づきながら、その普通交付税の算定をしておるところであります。そういう中に、最も重要とする、町としても重要とする普通交付税であります。そういう中で、算定にあたっては、どうしても過剰に見積もることがないように堅めの算定を、これまでも心がけてきたところであります。そういう中に、町としての令和2年度の当初予算の普通交付税であります。これにつきましても、新たな地方財政計画に計上されております財政需要であったり、あるいは、町の公債費の比率等々も勘案しながらであります。併せて、また、過去3年間の実績等も勘案しながら取りまとめをしておるところであります。そういう中に、先ほどご指摘のありましたように、交付税のこれまでの実績の当初予算とのかい離ということでありますが、この3年間を見ても、160,000,000円から190,000,000円ほど、190,000,000円を切るところであります。それ程度、かい離としては実際にはあるところであります。今回は、その算定にあたっては、これまでの3年間の状況等も勘案しながら、普通交付税で1億の増ということで、2,850,000,000円ほどの計上をしたところであります。なお、この普通交付税の算定は、国から示されたものに基づきながら、要領に基づきながら、4月から、すぐ、各項目にわたっての積算をしながら、7月には、その確定するという、今回は、まだ見込みの段階での計上をしているところであります。繰り返しになりますが、そういう中で、自主財源の乏しい町としては、現在のような根幹を成す、歳入の根幹を成す普通交付税、非常に堅めに、穴の空かないといえますか、そういう状況に進めてきたところでありますが、今回の調整によりまして、かい離の部分というのが6千万から8千万程度になるのではないかなど、このようには思っております。これは、どうしても穴の空かないようにといたしますか、歳入不足にならないようにするために、これからの確定する期間もございまして、そういうこと等を勘案しながら、どうしても6千万から8千万ほどのかい離は、健全な運営を図っていくためには重要であると、このように考えて、そのような措置をしておるところであります。

す。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

内容は分かりますが、いずれ、かい離ですね、あまり億単位でのかい離は、私は、やっぱり妥当ではないんじゃないかなと思いますので、せめて1千万単位くらいでのかい離であれば、少し少なく見積もっていましたというような理由づけになろうかと思っておりますが、そういったようなことについては、十分ご留意をいただければなど、こういうふうに思っているところでございます。

あと、財調が今850,000,000円ほどありますが、例えば、これも、いろいろ見方があるようですが、現在の当町の財政から見て、財調、これは自由に使える基金なわけですが、どの程度の財調があれば、当町の財調がふさわしい金額になるのか、現在の850,000,000円でちょうどいいのか、もう少し積み立てた方がいいのか、その辺ところを、お知らせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

財調の積立基準といいますか、これについては、一般的には標準財政規模の10パーセント程度ということになっておりまして、町の今の標準財政規模は39億ほど、40億を切っているという状況にあるものであります。したがって、そういう中にはありますが、町としての、この目的というのは、財源の確保が著しく困難になった場合、あるいは災害時の財政の財源の確保といいますか、こういう目的の中で、その財政調整基金を積み立てをされているわけではありますが、そういう中に、繰り返しになりますけれども、財政力指数が0.16というような状況の中で、厳しい状況にある中で、どうしても、そういう面での確保も、当町の場合20パーセントを、さらに目的としては20パーセント程度を目的として、ここ数年、努めておるところであります。したがって、現段階での状況ではありますが、20パーセントとしますと、目標としている20パーセントとしますと、約8億の財政調整基金の額が確保が必要であると、このようには思っておりますが、そういう中で、先ほど話しますように、一般的には10パーセント程度ということもございますので、そういう中に7億台の財政調整基金を確保しているわけですので、概ね、その基準をクリアしながら、一方では町の事情を考慮しての額に近い額を確保していると、このようにも思っておるところであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 5 番 ( 柴田勇雄君 )

中身は分かりました。あとは、今年度ですね、新年度予算の、これから執行されていくわけですが、これまでの決算状況から見た状況ですが、例えば、実質収支の比率が当町の場合ものすごく高いわけです。この実質収支比率の部分については、収入と支出の実質的な差額ですので、純剰余金、あるいはマイナスになる場合は純損失というふうなことを意味しているわけですが、一般的に3パーセントから5パーセントが望ましいと言われておりますけども、ここ28年、29、見てみますと、30年度まで毎年10.8パーセント、15.4パーセント、9.5パーセントの実態なわけです。これは、非常に実質収支、非常に高いわけですね。それで、こういったような部分、類似町村の実質収支比率は5.1パーセントとなっているわけです。ものすごい高いわけですよ。ですから、こういったような予算を使っていく上では、もう少し、やはり、きちっとした精査をしながらやっていくべきだなと、そうしますと、繰越金も自ずから、私は少なくなってくるのではないのかなと、このように思っております。この当町の現在の実質収支比率、これを見た場合、どのような認識を持っておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

## 議長 ( 中崎和久君 )

副町長。

## 副町長 ( 觸澤義美君 )

お答え申し上げます。実質収支比率の質問であります。今おっしゃいましたように、標準財政規模に対する実質収支であります。割合としては、一般的には、今おっしゃいましたように、3パーセントから5パーセントが適正であると、そのように言われておるところであります。そういう中に、平成30年度の決算におきましての実質収支であります。9パーセントほどになっているということ等の中での、そのご指摘をいただいたところでございます。いずれ、そういう中に、これまでは実質収支の比率ということは、当該年度の剰余金がいっぱい多いということが、やはり、そういう中での繰越財源になって、実質的には、そういう収支といえますか、比率になっているということでございます。その要因について、少しお話をさせていただきますが、これにつきましては、30年度の場合であります。30年度、これまでもそうありますが、特別交付税が、例年ですと3月の20日過ぎ、22日ほどに最終的に決定されるという、そういう、手続き上、そういうことになっておるものであります。

したがって、30年度の部分につきましても、特別交付税であります。予算計上している180,000,000円ほどであります。それに対しまして、3月の22日に203,000,000円ほど交付決定をされた内容でありまして、あらかじめ、その補正予算に盛り込みながらという状況にはなりにくい状況でもありましたので、これまではありましたので、そういう整理の仕方といえますか、しかも、年度末になりますと、事業が完了している、そうしますと、その支出は、どうしても基金に盛り込み、取り込まなければならないというような部分も、実質的な処理としては、そういう形になるものであり

ますが、これを改善するためには3月中に、その歳入の、歳入予算を補正しながら、そして、年度内の処理としては基金等に盛り込むということにもなるわけでありましたが、そういうギリギリの中で、基金は、その翌年度に繰り越した処理にはなりませんので、そういうギリギリの中での調整の中で、これまでは、今のような処理をせざるを得なかったといえますか、そういう形には進めてきた内容となっているものであります。したがって、今後については、大きなものは特別交付税の3月予算交付の部分に関わる部分が、その割合を大きくしておりますので、この辺の処理の仕方、あるいは議会の、このあとの補正予算の提案とか、そういったものも含めながら、今後、3パーセントから5パーセントに実質収支比率をするための調整を、今後、検討してまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。この3パーセントから5パーセントの、この適当だというふうなことになっているわけですが、うちの財政を見てみますと、これが、非常に財政が厳しいときは5パーセント以内で収まっていますので、ちなみに、先ほどは平成20年、鈴木町長が就任、実質的に編成されたときは5.7パーセントです。ですから、財源に余裕があるなと思えば、やっぱり、こういったようなことが、私は、数字として出てくるのではないのかなと、そういうふうなことから、新年度の予算編成の際には十分、今、最後の特別交付税もしっかりですけども、他の予算等についても十分意を配したような使い方をしなければ、このように上がってくるのではないかなということを申し上げたいわけです。

それから、もう一つ、同じようなことなんですけど、先ほどもちょっと触れましたけども、繰越金ですよ、非常に当町の繰越金は多いんですよ。これも、財政が少し豊かになった、ゆとりと言えば良い表現でしょうけども、そうではなくて、もう少し、やはり予算の中で回しながら、適正な、この財政運営を図るべきではないのかなと、ちなみに30年度の決算数値を見てもですね、一番多いのが地方交付税で44.7パーセント、町債で11.8パーセント、国庫支出金で9.0パーセント、繰越金が8.9パーセントで、国庫支出金並みの繰越金なわけですよ。これは、どこから見ても高い数字なわけですよ。そして、町税は6.6パーセントということで、町税よりも繰越金の方が多くなっているわけですよ。このような実態ですので、類似町村の場合はもっと下回ってくるわけですが、こういったようなことも先ほどの、やはり関連があると思いますが、繰越金のやり方についても、もう少し意を配した予算執行をしていかなければダメではないのかなと思いますが、こういったような繰越金については、どのようなお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

## 副町長（ 觸澤義美君 ）

先ほどと関連するような部分ではありますが、どうしても年度内の調整の部分に係る部分ではありますが、そういう中で、各種事業の、今年度であります、令和元年度におきましては、各種事業の精査をそれぞれの事業、あるいは課における精査を今回はかなり、そういう面での強く話をしながら、各課の調整を図ってきたところであります。これまでも、そういう中で、どうしても最後の実績の把握といいますか、これらについての十分な精査がされていなかった事業等も中にはありまして、そういう、そのまま当該年度、翌年度に繰り越すというような事業となって、結果として大きな繰越事業といえますか、繰越金が多くなっているということであったと、このようにも、中身の整理をしながら、この辺についても十分に、そういう状況にならないように整理を、今回は、令和元年度の決算見込みにしっかりと精査して、今回は提案できるようにということで、これまで何回か、そういう取り組みを、取り組みといいますか、各課等の調整をしてきたところであります。

それから、特別交付税の関係であります、どうしても3月特交の話でございますので、3月の特別交付税については、ルールとして示されているものではございませんので、どうしても変動も結構これまでもあります。といいますのは、この10年間におきましても、町長就任した当時は特別交付税が250,000,000円、230,000,000円から250,000,000円で行ってまいりました。そういう中にいろいろ、3億から4億という状況にもなったところでありますが、また、今、若干、380,000,000円、370,000,000円というところまでの変動もしてきておりますので、そういう中で、その最後の特別交付税を、どうしても堅く見ざるを得ないというふうな部分もございまして、そういう平均的な部分だけの調整では、なかなか難しい部分もございまして、そういう中では交付されている額が今回の当初予算で計上している180,000,000円を超えるという部分が、どうしても、今、その年度の繰越金にこれまではなってきたということではございますが、この辺につきましても、もう少し精査もしながら、そういう状況等も精査しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

## 議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

## 5番（ 柴田勇雄君 ）

ぜひですね、この実質公債費比率と繰越金については、この新年度の予算執行にあたっては十分ご留意の上、執行いただきたいなど、このように思っているところでございます。

あとは、地方債の関係ですが、先ほどの町長のお話ですと、答弁ですと、実質的には90億円の部分が交付税算定等で27億円程度というふうなお話を賜っていますので、3分の1以下くらいにはなるのかなというふうに、おおよそですね。そして、特に、この庁舎建設等、大きな事業が導入されておきまして、予算書の方を見ましたら、令和2年

度末では、見込額が102億、100億を初めて超えますよね、地方債が。それで、そういったような部分では、この公債費となって償還金が出てくるわけですが、償還金のピークはいつくるのか。それから、また、今年度いっぱい102億円、こういったような部分では大丈夫、この地方債の抑制策などは、どのように考えているのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。起債の現在高のピークは、現段階での試算でございますが、役場庁舎含めての現段階の、その額の借り入れのピークは令和3年度になる見込みでありますし、それから、償還の見込みでございますが、これが据置期間等々もございまして、そういう中で、令和9年が、そういう中で公債費のピークといたしますか、そういう、迎える状況にあるものであります。ちょうど今の事業でいきますと、令和9年に約12億ほどの償還をしなければならない状況になりまして、ピークを迎えるということになるものであります。それから、順次、今の状況からしますと、順次、減少していくというふうには予測しております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ぜひ、こういったような数値的なもの、それから、財政運営をですね、円滑に、やはり、もっていくためには、私は中期の財政計画が、ぜひ必要ではないのかなと思うんですが、そういったような財政運営を図るためには、そういったようなものを指針としてやっていく必要があるのではないのかなと思いますが、その財政計画の指針、作成、そういったようなものについての認識について、お伺いを最後にいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。財政計画の、中期財政計画の見込みということで、見通しということですが、毎年、これにつきましては5年ごとに、その見通しを立てながら、今回の、今回のといたしますか、財政運営にあたっておるところでございますが、現在の中期財政計画は令和6年度を最終年度とする見込み、見込みといたしますか、最終年度とする計画として策定しているものであります。今後も毎年その状況等を順次見直しながら、適切に財政運営を図ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

やはり財政ですから、透明な財政運営を図らなければならないというふうになりますと、内部では、もうやっているかとは思いますが、町民向けには、ぜひ、そういったような財政計画で運用指針みたいな計画を作ってやっていただければ、よろしいのかなと思いますので、ぜひ検討をやっていただいて、作成をしていただければなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 11時00分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

2番、遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

おはようございます。なにぶん初めての一般質問でございますので、慣れない点多々あると思います。皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、予めご了承をいただき、質問をさせていただきます。3点ほど質問をいたしたいと思います。

1点目は、人材の育成について、お伺いいたします。鈴木町長は日頃から、まちづくりには何より人材の育成が大切であることをおっしゃっております。私もそのとおりであると考えておりますが、残念なことに、鈴木町長就任当時は町は非常に大変な時期でありまして、財政上にも困難な時代でもありました。人材育成について、お金をかけるような状況ではなかったと推察しております。しかしながら、現在におきましては、町内インフラ、あるいは生活サービス、教育、福祉、あらゆる面におきまして、町民生活は格段の成長を果たしており、財政の面におきましても多少の余裕のある状況ではないかと考えております。4期目を迎えて、いよいよ人材の育成にもしっかりと取り組んでいかなければならない時期ではないかと考えております。町の、この人材育成につきまして、町の総合計画中期基本計画の中にもあります人材育成につきまして、具体的な町としての実施の取り組みを、お伺いいたしたいと思います。

次に、2番目でございますが、5Gの対応について、お伺いいたします。国の方針で、今年度から、この5Gの整備が始まってまいるのでございますが、次世代の通信技術

と言われます5Gは、やがて大きな産業的な革命を起こしていくというように言われておりまして、期待する、大変期待できる技術が、いよいよ本年から始まるということでございますが、まず、5Gとはどういうものであるか。この技術を使えば、どのようなことができるのか。町にとって、どんなメリットあるいはデメリットがあるのか。特に葛巻町のような人口の少ない中山間地域におきましては、この5Gの活用は大きなメリットがあるということが言われております。葛巻町の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

3点目についてでございますが、今、大変、話題でございますが、新型コロナウイルスの対策について、お伺いいたします。現在、日本だけではなく全世界に、この感染が広がっております中、当町におきまして、この新型コロナウイルスの対策につきまして、どのような対策がなされており、また、町民に情報等をどのような形で伝えておられるか、お伺いしたいと思います。いつ、どこで、だれが、このようなウイルスを持ち込むか分からない状況の中でありまして、十分な対策がとられておられるのか、特にも葛巻病院の中で院内感染を引き起こすとか、あるいは老人ホーム等での集団感染がないような、しっかりとした対策が必要だと思っておりますが、町としての取り組みをお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの遠藤議員の質問に、お答えをいたします。1件目の人材育成について、お答えいたします。次世代における人材の育成について、どのように考えているか。また、計画があるようならば、どのようなものかについてであります。現在、全国的に人口減少が進み、地域活動や地域経済を担う人材が不足する中、次の時代を担う20代から40代を中心とした若い世代のリーダーや後継者の育成、人材の確保が重要となってきております。特にも、町が持つ魅力や資源を有効に活用しながら、新たな視点で地域の活性化を促し、雇用を内発的に創出できる人材の確保、育成のほか、まちづくり全般の中核を担う人材の能力向上なども急務であり、正にまちづくりを進める上で、ひとつづくりは不可欠なものであると認識をいたしております。また、まちづくりを担う人材を育成、確保していく上で大切だと感じておりますのは、現場に直接関わり、人と人のネットワークを形成し、その中で様々な経験を積んでいくことであり、性別、年代、職業、立場など関係なく、自らの地域は自らの手で創るという、そういう気概を持って実践、取り組むことであると思っております。

こうした中、町の最重要課題である人口減少対策の推進と観光を切り口とした新たな視点での地域経済活性化を図るため、平成28年度から、くずまき型DMO事業に取り組み、町内の様々な分野の人材が、町の現状を踏まえながら、将来を見据えた課題解決に果敢に挑戦しております。このくずまき型DMO事業の取り組みは、くずまき観光地域づくり協議会が主体となり、六つの検討部会で地域課題の解決に向けた取り組みを行

い、様々な立場、業種の若者や女性、高校生など、一人ひとりがまちづくりに真剣に向き合い、当事者として考え、行動するようになってきており、この事業を通じて人材育成が進んでいると実感しているところであります。

人材育成に関する計画についてであります。個別具体的な計画は作成していませんが、移住対策では、まちづくりに熱い思いを持った人材を受入れるために様々な支援事業を準備しているほか、町内在住者等では、くずまき型DMO事業を展開することで、人材の育成、確保を図っているところであります。

次に、2件目の5Gへの対応について、お答えいたします。5Gの時代に対してどのような対応を考えているか。また、特に中山間地域において活用を期待されるがどのような活用を考えているかについてであります。第5世代移動通信システムと言われる5Gですが、次世代の通信インフラとして、今年、サービスが開始される通信ネットワーク網であり、その特徴は、通信速度が現在の約20倍となる高速大容量、リアルタイム性の向上が図られる低遅延通信、同時接続が可能となる多数同時接続であります。この5Gのサービスが開始されることにより、4K、8Kなどの高精細な動画のライブ配信や遠隔技術の活用、自動車の自動運転やIoT化などで高度な技術革新が行われ、社会における生産性や利便性が飛躍的に向上し、大きな変化をもたらすと期待されているものであります。そうした中、通信事業者による5Gの商用サービスは、2年以内に全都道府県で展開する予定となっておりますが、利用者数が多い首都圏、主要都市から整備が進んでいくものと想定され、当町を含めた中山間地域における商用サービスの開始は、しばらく先になるものと思われれます。一方で、5Gは通信事業者のみならず、地域や産業の個別ニーズに応じて、自らの建物内や敷地内に通信設備を整備して、スポット的に利用することが可能となっていることから、個別のサービス展開ツールとして企業や学校、自治体などからも注目を浴びており、町でも5Gの利活用の検討を進めるため、町総合計画中期計画において重視する視点のひとつとして位置づけているところであります。

中山間地域において期待される活用方法であります。例えば、農業分野では、収穫ロボットや自動トラクター、牛舎の監視、林業分野や建設現場等では、ドローンを活用した高精度な測量や建設、作業機械の自動操縦、交通分野では、高齢者の移動手段を確保する自動車の自動運転など、遠隔からの操作が可能になることにより、作業効率や生産性のほか、安全性も高まるものと思われれます。また、医療や教育の分野では、専門性が高い高度な技術や知識を中山間地域にいても、だれも等しく受けることができる環境の構築にも期待が高まるものであります。5Gの活用は、時間や場所の制約を超越様々な分野で、その利活用が期待されるものであり、私たちの日常生活はもちろんのこと、産業分野では、人口減少による人手不足の問題なども解決できる可能性も秘めております。

町としましても、これまで他に先駆けた様々な地域情報化の取り組みを積極的に進めてきておりますので、中山間地域のモデルとなる葛巻らしい活用策に取り組めるよう、大学や関連企業などと連携を図りながら進めてまいりたいと思っているところであります。

次に、3件目の新型コロナウイルスの対策について、お答えをいたします。今後、新型コロナウイルスが広くひろがっていくかもしれないので、これに対する対策が町にあるのかという質問であります。昨年12月、中国で発生した新型コロナウイルスは、世界各国に感染が拡大しているほか、日本国内でも各都道府県に広がりを見せ、日を追うごとに多くの患者が確認されるようになってきております。新型コロナウイルスにつきましても、新聞やテレビで連日報道されているところであり、皆さんにおかれましても、現状につきましても十分ご存じのことかと思いますが、現在、国を挙げて感染の拡大を防止するため、安倍首相が全国の小中学校などに一斉の臨時休校を要請したほか、各種行事、イベントの自粛、不要不急の外出の制限、テレワークの推進などに取り組んでいるところでもあります。

こうした状況等を踏まえまして、町では2月3日、課長等で構成する新型コロナウイルス感染症に係る対策連絡会議を立ち上げ、情報の共有と今後における体制の確認を行っております。併せまして、町民の皆さんに対しまして、くずまきテレビのほか町ホームページやライブビジョン、啓発チラシの配布を通じて、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策と、症状があるときの相談窓口について、それぞれ周知したところでもあります。その後、国内での状況が深刻化してきたことを踏まえまして、2月27日には、2回目の対策連絡会議を、3月2日には対策連絡会議を私が本部長として指揮を執る対策本部に引上げ、3月に町内で予定されている各種行事、イベント、会議等の自粛、延期、中止などについて調整を図ったほか、今後の対応について検討を行ったところでもあります。町内の関係機関、団体とも情報の共有を図っているところでもあります。

学校等に係る対応につきましても、国の要請を受けまして3月2日から春休みに入るまで臨時休校の措置をとっているところではありますが、文部科学省からの通知を踏まえまして、町としての対応を決めております。具体的には、卒業式については、卒業生、保護者、教職員及び在校生代表生徒のみとし、保護者主催による謝恩会等は自粛を要請、修了式、離任式は実施しない、休校措置中の児童生徒の外出は原則不可、学童保育は実施するが、3年生以下の児童を対象、4月に予定されている中学校の修学旅行は秋に延期、小学校の修学旅行は今後の状況を見て検討するとしたところでもあります。

また、医療提供体制についてであります。感染の疑いがある方につきましては、県央保健所に設置された帰国者・接触者相談センターが相談窓口となっておりますが、直接、葛巻病院で受診する可能性もあることから、院内感染防止対策マニュアルの見直しを行い、対応方法について職員間で徹底を図ったところでもあります。そのほか、葛巻病院では、他の外来、入院患者の皆さんに影響が及ばないようにするため、感染症専用の診察室を設けており、できる限り動線等も区別するなどして院内での感染を防止する対策を講じているところでもあります。

新型コロナウイルスの対応にあたっては、日々刻々と状況が変化しており、国、県などの関係機関との情報共有と連携を密にし、万全な態勢で対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

遠藤裕樹君。

## 2 番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。現在の葛巻町の取組状況、あるいは町長のお考えを伺いました。まず、人材の育成についてでございますが、一般の企業、あるいは会社、そして、役所等にとりましても、人材の育成は大変欠かせないものでございまして、そのために多くの企業、会社は、資金を投じながら人材育成に努めておるところであります。なぜかと申しますと、これらの人材は、将来において、その会社の中心的な役割を果たす人材となるわけでございますが、成長の大きな力、エンジンとなってくるわけでございますので、資金等をしっかりと活用しながら、人材育成を行っておるところであります。

葛巻町におきましても、かつて武者修行の旅というようなことで、今から28年くらい前ですか、前鈴木町長の時代であります。この人材育成にしっかりと取り組んだ時代がございます。内容につきましては、20代、30代の青年を中心に、業種、性別に関わらず募集し、全国の先進的な地域へ視察研修、そして、2年間をかけて様々な勉強会、研修会を通しての自己研鑽を積み、町に役立つ人材を育てるプログラムを作った時代がございます。これに参加した皆さん方、現在におきましては各方面において、葛巻町のそれぞれ中心的な役割を果たす役職に就いておるものでございまして、如何に、この人材育成が町に役に立っておるか観られるわけでございます。

10年後、20年後を見ることによって、現在の20代、30代の青年たちに活躍を期待するものが大きいと思っております。これらの皆さんを中心として、多くの体験や経験をする場を如何につくっていくか、そして、町長、議長におかれましても、最初から、このような才能、経験があるわけではなかったと思っております。多くの知見、経験、体験を通じ、長年の努力、勉強が、現在のこのような才能を花開かせたものと思っております。若い人たちに多くの機会、そして、体験、経験をさせるような、そういう機会を多くつくることによって、葛巻の将来の若い人たちが、そのまちづくりに多く参加し、そして、活気のある町をつくっていくものと思っておりますが、このような育成プログラムといえますか、20代、30代を中心とした将来に向けての人材の育成プログラムを作っていくことは大変必要ではないかと思っております。町の当局のお考えを伺いたいと思っております。

## 議長（中崎和久君）

総務企画課長。

## 総務企画課長（山下弘司君）

ただいまのご質問に、お答えいたします。人口減少、それから、少子高齢化が進む中で、活力に満ちたまちづくりを進めていくには、人材育成というのは、すごく大切だということで認識しております。町では中期基本計画、第2期の総合戦略の中で、協創のまちづくりの推進の中で、地域づくり、まちづくりに係る人材の育成に取り組むことと位置づけしているところでございます。具体的には、この中で、各種地域組織やボラン

ティア団体、それと、それから、あと、リーダーとなる人材のスキルアップ等に向けた地域づくりリーダー研修会等の実施、それから、あと、まちづくりに係る意見交換会、そういったものを開催しながら、住民参画による機会の創出による人材育成に取り組んでいく形で進めていきたいと考えているものでございまして、特にも、今、まちづくりの関係でDMO、くずまき型のDMOを推進しております、これには高校生から若い方、各層の方々が参加いただいて、まちづくりに係る取り組みを現在進めている状況でございまして、その取り組みを継続した形でですね、支援しながら、こういった、ひとづくりに係る人材育成に向けての取り組みを推進していきたいということで考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ぜひとも、この人材育成、しっかりとした計画を作りながら、予算もしっかりと付けていただき、将来の葛巻の財産となる人材をしっかりと育てていければということで、しっかりとお願いをしたいと思っております。

次に、5Gにつきましてでございますが、葛巻町では既にスマート農業に取り組んでおられる酪農家が何人か出ておられます。今後も、この自動化、AI化により農業分野では、かつてのような3Kと言われる産業ではなくなり、大きな成長分野になってくると思っております。特にも、酪農だけではなく、農業におきましては、新しい農業に様々な企業、個人が参加し、新しい農業の形をつくっていくのではないかと期待しております。また、林業におきましても、スマート林業と言われる自動化、省力化が進むものと思っております。これらの技術を積極的に取り入れることにより、町の状況が大きく変わっていくことを期待しております。このようなスマート農業、スマート林業に対する町のお考えを伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。5Gの活用につきましては、町長の方からご答弁申し上げましたとおり、5Gは時間や地域の制約を超えて、人々の暮らしの産業など幅広い分野で活用が期待されているところでございます。特にも、今、議員さんの方からお話ありましたとおり、産業分野の活用においては、農家の高齢化や、若者の農業に対する魅力低下などにより担い手不足が問題となっている中で、作業の効率化に係るロボット等の遠隔操作だったり、それから、牛舎の遠隔監視だったり、頻繁に農地等に足を運ばなくてもいいような形になる、そういった農業の展開が可能になってくるというようなことが言われていますし、また、林業分野や建設分野なんかでは、ドローンを活用しながら、高精

度な測量や、機械類の遠隔操作、自動操作、操縦等が可能になるということで、作業員の安全・安心の効率化も図られる、そういったことが期待されるところでございます。このほか、交通分野なんかにおいては、高齢化する中山間地域の中で、生活の足の確保というようなことで、自動運転サービス等の実証事例等も出てきておりますので、そういった部分での活用も考えられるところでございますので、町が抱える地域課題の解決に向けて、こういった可能性が大きく広がることにもなりますので、5Gの特徴である高速大容量、低遅延通信、それから、多数同時接続がこういった場面で活かされるか、これから、大学等の先生方等の情報をいただきながら、町にとって、どういう部分に活用できるかを検討しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

このような先端技術の積極的な取り入れ、活用につきましては、葛巻町において大変重要な課題であると思っております。多くの情報を発信して、そして、中山間のモデルとなるようなまちづくり、葛巻町は推進してまいりましたけれども、いわゆる、今、北北道路建設も葛巻町として強かに推進してまいっております。この道路、そして、生活の面におきまして、5Gの活用、このような先端技術の活用等におきまして、葛巻町は、この積極的な技術取り入れによりまして、大きな北東北の中心的な役割を果たしていくのではないかと、特に、葛巻町の推し進める酪農、農業におきましては、これから、もっともっと活用が進み、自動化が進んでいき、全国から注目されるような地域になっていくと期待しておりますので、ぜひとも、この技術を積極的に取り入れて、一般に、葛巻町民の生活にも資するように、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

最後に、コロナウイルスの問題につきましては、町長からお話を伺ったわけですが、特に葛巻病院の中におきまして、発熱者外来というものを設けておるのか、おらないのか、一般風邪の症状が出たときに、どのように対処したらいいのか。熱がなくても、症状的に風邪の症状が出たという場合は病院に行くわけですが、その病院におきまして、一般の患者と同様に、このような患者を扱うのか、あるいは病院によっては全く、入口から分けまして、一般の患者と接触しないような環境をつくる、そして、発熱者専門外来を設けまして、時間帯も別にし、場所も全く別なところで受付をするというような病院もございしますが、葛巻病院の対応を伺いたいと思っております。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

ただいまのご質問に、お答えさせていただきます。発熱外来の関係でございしますが、

当院の状況でございますが、感染症の専用室というものがございます。今回の症状、疑わしい症状があった患者さんがいらっしゃったときには、そちらの感染症の専用室の方に誘導してございます。一般の患者さんとは動線が区別されるように案内をしております。現在、入口のところにですね、そういった発熱、あるいは感染が疑われるような方には、呼び出しのボタンを押していただきまして、一般の患者さんとは動線が一緒にならないような区分けをして、現在、対応をしているところでございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

町の広報等によりますと、37度5分を起因といたして、発熱した場合は4日間待機というような、自宅待機というようなこともございますが、これでは重症患者、あるいは緊急を要する場合に、とても間に合わないと思いますけども、これは、あくまでも国、厚生省の基準でありまして、葛巻町として、これに準じた方策というか、対策をそのままっておられるのか。あるいは風邪の症状、37度5分ではなくても、37度とか、あるいは風邪のちょっと心配な症状が出て、肺炎の症状が出ているという場合は緊急的に葛巻病院で診療ができるのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

ただいまのご質問に、お答えさせていただきます。様々な症状、患者さん等ございますので、どういった症状で、どういう病状になるかということについては、やはり一旦、診察をしていただいた上で、医師がその症状、病状を判断することになりますので、新型コロナウイルスについては、国の示してありますとおり病院としては対応しておりますし、受診の目安ということで示されているところもございますが、基本的に新型コロナウイルスについては、この国の示した対応に則っているということではございますが、それ以外の様々な病気というものもございますので、それは一旦、やはり感染が疑われる場合は動線を区別した上で、医師の診断により病状を確定診断につなげていくといったような対応をとっているところでございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

それでは、広報等にあったような厚生省を中心とした37度5分というような、4日単位というようなものにこだわらなくて、ある程度、熱が出て心配な場合は、まず、病

院に電話をして受診できるかどうかを聞くというようなことで、よろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

はい、そのとおりでございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

それでは、このコロナ対策について、また、学校休業のことについて、伺いたいと思います。学校におかれましては、現在、休業ということでございますが、この間、学生、生徒たちの生活状況、家庭内におきまして、どのような状況にあるかをつかんで、当局としてつかんで、どのような形でつかんでおられるのか。また、家庭学習、あるいは、その家庭の中の状況について、どのように把握しておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問について、お答えいたします。町の教育委員会といたしましても、総理の要請を受けまして、至急、町内の校長会、園長会、保育園長会議等を開きまして、緊急の対策を決め、答弁でお答えしたとおり、3月2日から学校は休校を決めて、保育園につきましては、答弁の内容のと通りの措置をとっております。ただいまの質問の内容にあります、休校中の生徒の動向について、どのようになっているかということについてお答えしますと、小中学校では教職員による定期的な家庭訪問、あるいは電話連絡等をいたしまして、例えば、学習課題のプリントを配り、次には、それを回収して、添削あるいは丸つけ等をしながら、次の家庭訪問で一旦、一言添えてですね、生徒の生活状況を確認しながら学習指導、そして、生活指導も行っているといったことを家庭訪問、あるいは電話での確認等を行いながらやっているというような状況をしている現状でございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

家庭学習、あるいは子どもたちが家庭内におきまして、この休み中どのような生活をしているかという把握につきましては、大変、親も心配なことと思っております。もしかして、1人だけで子どもたちが家庭の中において生活するというような状況がないように、できる限り町としてもフォローしていただきたいと思っております。例えば、くずまきテレビジョンにおきまして、特別に家庭学習の時間とか、子ども向けの放送なども、できれば考えていただきたいと思っております。そして、また、町民が、このコロナウイルスにつきまして心配のないように、1回だけではなく、広報等によるお知らせ、あるいは、くずまきテレビによるお知らせ等も繰り返し、繰り返し行いながら、できるだけ安心できる状況をつくっていただきたいと思っております。最後に、高齢者施設につきまして、どのような対策を行っておるか、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

このコロナウイルスの対策が、およそ2月の中旬から国の方からの通達が非常に多くなってまいりました。そういう中で、施設に、デイサービス等、あるいは通常サービス等で来る方は、朝、熱を計って、37度5分等になっていないか確認していただいてから、そして、施設に入る前でも、また、再度、体温を計って、状況を確認してから施設に入るというふうなことの対応でありますとか、あとは、一応、施設内の手指の消毒、あるいは、うがいの励行等、いつも高齢者施設は、このコロナウイルスのほかにも、インフルエンザ等でも、やはり、そういうふうなのがまん延しますと病気が重篤になって亡くなるという方がありますので、コロナだからということではないんですけども、非常に今回も気を使ってやっております。また、職員も同じでございます。職員も自分のところからコロナを出したり、インフルエンザを出さないよう、本当に細心の注意を払っています。それで、職員も、朝、熱を計って登庁して、報告するような形とか、家族に出た場合には休むというふうなものの通達等も出ていますので、それに則って、しっかりした対応をとって、町内どの事業所もやっておるということで、安心いただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。当町におきまして、このコロナウイルスに対しまして、しっかりとした対策がなされ、そして、1人も、この感染者が出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。現在、岩手県の中には、まだ1件の報告もないわけですが、検査状況等しっかりとした対策がなされていない向きもありまして、心配される方たくさんあると思っております。パニックにならないように、日頃よりしっかりとした

広報、そして、情報を町民にお伝えいただければと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時まで休憩します。

（休憩時刻 11時55分）

（再開時刻 13時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

4番、山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

山崎でございます。私から、質問を1件させていただきます。質問は、財政運営についてであります。このことにつきまして、1点、公共施設の老朽化を更新したあとの財政運営について伺います。本町では、地方の自治体が抱えている共通の課題であります厳しい財政運営、人口減少、少子高齢化、そして、公共施設の老朽化など、これらの課題克服に向けて長期、あるいは短期の取り組みを推進しつつ、これらの取り組みと一体とした単独事業、町の自主性、そして、主体性を発揮して単独事業を進めることで、地域の課題解決を図ってきたと認識しております。そして、必要とされる行政サービス、福祉、医療などの地域住民への行政サービスにつきましても的確に、その提供を図ることで、満足度の向上につながってきていると思っております。このような地方が抱える課題の中でも特に老朽化が著しい公共施設の対応、養護老人ホーム葛葉荘、葛巻病院、老朽化した地区の集会施設や消防分団屯所などの建替更新事業の取り組みが明確な財政運営の方針のもとに推進されてまいりました。現在は役場新庁舎を整備中であります。そこで、この老朽化の著しい公共施設の対応を推進したあとの財政運営につきまして、その運営の基本方針、または、その方向づけにつきまして、どのように考えているのか伺います。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に、お答えをいたします。ご質問の財政運営について、お答えいたします。公共施設の老朽化を更新したあとの財政運営についてであります。町の公共施設の多くは昭和40年代半ば以降の高度経済成長期に集中して整備されており、供用開始から50年近く経過していることから、経年劣化による老朽化が進み、大規模修繕や更新が必要な状況にある施設が増えてきていると認識しております。こうした状

況を踏まえ、町では、平成21年度に公共施設等整備基金を創設し、老朽化した公共施設の整備に係る財源確保に努めてきたほか、国庫補助事業や有利な地方債を活用しているところであり、近年では江川小学校、葛巻病院、養護老人ホーム葛葉荘の改築、グリーンテージや葛巻小学校、総合運動公園の改修など、大規模な普通建設事業を実施してきたところでもあります。

現在は、老朽化した公共施設の更新のほか、定住促進住宅、山村留学生寄宿舍、自治公民館、町道茶屋場田子線など、新たな行政ニーズに対応した基盤整備も加わり、平成27年度以降は、普通建設事業費における決算額が10億円を超える状況が続いているものであります。また、今年度からは、まちづくりの新たな拠点として、複合機能を有した新庁舎の整備のほか、大橋の架け替え、木橋整備などに着手しており、ここ数年、普通建設事業費に係る経費が多いまま推移していくものであります。

その結果、整備費用の主要な財源である地方債の借入れが増大しており、令和4年度には借入残高が110億円ほどになる見込みで、このことに伴い、償還に要する費用である公債費も増加していく見通しで、令和9年度における一般会計の元利償還金は本年度の約2倍となる12億円ほどになるものと推計しております。公共施設等の大型事業の整備後は、公債費の負担が増大になり、財政運営の柔軟性が失われていくものでありますが、これまでも、その影響を最小限に抑えるべく、補助金や有利な地方債などでの財源確保、あるいは行財政改革による経費抑制による基金の積み増しなど、様々な対策を講じてきたところでもあります。特に地方債では普通交付税で償還額の約8割が措置される辺地対策事業債や、同じく約7割が措置される過疎対策事業債などを充当し、公債費に係る町の実質的負担を軽減しております。また、補助金や地方債を活用できない部分や、将来の公債費の財源として充当する公共施設等整備基金につきましては、後年度における財政負担の平準化や持続可能な財政運営を支えるために重要な財源であり、平成30年度末における残高は33億円ほどになっております。

今後の財政運営についてであります。現在、町の基礎的財政収支の推移は、平成27年度以降、地方債の借入額が地方債の償還額を上回る状態が続いており、その主な要因は、大規模な公共施設の整備、改修によるもので、推計では令和3年度まで、この状態が続くものと見込まれております。こうした状況を改善していくためには、老朽化した公共施設の更新や、新たな行政ニーズに対応した基盤整備など、大型の基盤整備事業について、中長期的な計画で、実施事業量の精査と実施年度の調整を図ることが重要となるほか、事業の選択と集中をより一層強化し、時代に即した行政サービスの提供と財政負担の平準化に努めていかなければならないと考えております。また、安定的かつ持続可能な財政構造の構築には、安定的な財源の確保、実施事業最適化による将来負担の抑制、適正な財源配分による事業効果の最大化の三つの視点が重要となるものであります。

安定的な財源の確保の取り組みとしましては、町の魅力を強化することで町民所得の向上を図り、町税等の自主財源の確保につなげるほか、交付税、補助金、地方債などの確保にも取り組んでまいるのであります。実施事業最適化による将来負担の抑制につきましては、事業の選択と集中による実施事業の取捨選択を、適正な財源配分による事

業効果の最大化につきましては、限られた財源の最適配分により、最小の経費で最大の効果を発現させられるよう、それぞれ取り組んでいくものであります。そのほか、職員の適正な定員管理による人件費の抑制、将来負担を考慮した事業選択による公債費の管理、効率的な行財政運営によるコスト抑制など、歳入規模に応じた歳出の編成で、身の丈に合った財政規模を堅持し、将来を見通した総合的な対策を講じることで、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。具体的なところを、もう少し伺いたいと思います。財政を安定的に運営というお話がございました。この財政を安定的に運営するための歳入の確保についてであります。歳入の自主財源の中でも、一般財源であります地方税、この町税などを増収するためには、元となる税の税源を涵養する、税の税込の元となる収入や財産、この税源を多くすることも重要なことと思います。これは地域の活性化との関わりの中で、町税の税源の涵養を図っていくと考えられると思っています。そのように考えられると思っています。地域の活性化をさらに推進することで、町税の税源涵養を図る。そして、町で取り組む事業、魅力化事業と相まって効果の上がっている事業が農林業、商工業の収入増にも間接、直接につながる。このような活性化施策の事業がさらに強化、拡充すると思われませんが、今後の活性化施策の進め方につきましては、どのように考えているのか伺います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。安定的な財政運営を考えた場合、町税の自主財源の確保は極めて重要なことですので、これまでも町では税込確保につながる町民の所得の向上に向けて、基幹産業である農林業の収益性の向上と経営の安定化に対する支援、特に酪農においては、規模拡大による効率的な経営が可能となるよう、個別経営体の規模拡大をはじめ、作業の効率化を図るためのコントラクター等に係る機械整備等の支援等を実施してきておりますし、商工業に対しましても、設備の更新や経営革新、後継者育成支援など、各産業振興施策に取り組んできております。また、若者の町内の雇用の場を確保するための対策も講じてきてございますので、今後もこのような取り組みを引き続き進めまして、基幹産業の振興を柱にしながら、若者の魅力を感じる雇用の創出などに努めて、町民の所得の向上につなげる取り組みを継続して取り組んでいく考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

地域の活性化との関わりで税源の涵養を図る、このことのもう一つは、町内それぞれの地域の活性化、そのために地域の自治会などの担い手の養成も大切であると思っております。これは、既に町の人材育成の取り組みや役場職員による自治会に対する地域支援員としての取り組みは、町の情報提供や相談受けなど、自治会活動の効率化につながっていると思っております。そこで、さらに、これを推し進めて、もう少し広く地域、地区の共通の課題を解決するためのノウハウ、必要な知識や技術を伝授できるようなコーディネーター、これは役場職員の負担も増えますので、増えることとなりますので、これまでの取り組み、仕組みに加えまして、これとは別に、より広範囲の地区を対象に支援できるようなコーディネーターを配置することで、共通の課題解決に向けた手続き的な知識、方法、手順などに関係する、そういった知識を学べるような機会の創出、そして、そのことで地域の担い手の養成を進める、そういうことも活性化には役立つのではないかと、ひいては町税の税源の涵養にもつながるものと考えますけれども、このような町内の各地域の地域間の活性化を計るということにつきましては、どのように考えるのか伺います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。町では、今、地域担当職員ということで、各自治会34自治会に地域担当職員を配置して、この地域担当職員の役割というのは、町の様々な行政情報を自治会の総会とか、それから、いろんな行事等に参加しながら、お伝えして、そして、自治会の方で抱える問題だったり、あるいは要望事項だったりを受けてきて、その担当する部署のところにお伝えするというような役割を担っているものでございます。そういった役割をしながら、職員にとっては、地区を担当して、それが、年で何年かで変わっていく形になりますので、より地域に入って行って地域を理解する形になりますし、自治会側からすると役場の職員が分かる、身近に感じられるような、そういう効果のある制度だと認識しているところでございます。それで、いろんな、そういうつながりを持ちながら、自治会からの要望事項等をしっかりと受けながら、解決につなげていくような制度ですので、こういった部分は今後も引き続きですね、継続していくような形で進めていきたいと考えているものでございます。

それから、あと、先ほど遠藤議員さんの一般質問にありましたとおり、自治会、地域活動の担い手の育成等の関係の部分につきましては、総合計画の方でも次代を担う人材の育成の視点に立って、各種地域団体のリーダーの育成ということのための研修会とか、それから、意見交換会とか、そういった機会を設けながら取り組みを進めていくという

形で考えておりますので、そういった取り組みによりまして、まちづくりを進めていくというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。それでは、次に、今度は歳出についてでありますけども、歳出の水準を維持することについてでございます。ひとつには、福祉、医療、教育など、一定の行政サービスを確保し、維持をする上で、人の力は重要でありますので、お伺いをいたします。この人的資源の確保につきまして、特に若い役場職員の質的向上といえますか、持っている能力や可能性を最大限に引き出す。これは、今、取り組んでおります、職員提案制度はこのことであると思っております。そこで、この取り組みを補完するような図書や資料などの充実といった支援環境の整備もあるのではないかと、また、庁舎内LANとは切り離れたインターネット端末の拡充も、新庁舎の整備、これから進むところでございますが、そういったインターネット端末の拡充につきましても必要なことではないかと思っておりますが、このことにつきましては、どのように考えるか、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

職員の質的、質的といえますか、研修等の関係につきましては、採用されると初任者研修から始まりまして、各役職に応じた研修もございまして、そういった研修を受けて、スキルアップを図っていくという形になっておりますし、町では、それ以外に、現在は県の方に派遣したり、それから、市町村アカデミー等なんかに派遣しながら、職員のスキルアップ等も図ってきております。このほかに、職員自らが企画しながら先進的な事例を見る制度として、自主研修という制度を設けていまして、いろんなところに職員自らが選定したテーマで研修できるような制度も設けているところでございます。また、初任者につきましては、第3セクター、最初に採用になった年に第3セクター等に行き研修するような形での取り組みも行っているところでございまして、そういった今後の職員研修につきましては、スキルアップが図れるような取り組みを継続していく考えでございますし、いろんな行政情報を得る形では、現在は、先ほど議員さんの方からお話ありました、インターネットによる情報収集というのは、が一番早いような形になっていまして、そういった形をとってきてございまして、今、庁舎のそれぞれの職員の端末とは違った、インターネットに接続できる端末が各フロアにセットされているような形になっておりますので、そういったものをしっかりと活用しながら、最新の情報を得られるような、そういう形での体制は今後しっかりと進めていく形で考えているも

のでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、歳出の水準維持で、もう一つお伺いいたします。事業の継続に関係してでございますが、取り組んでおります事業、いろんな事業に取り組んでおるところの、その成果の精査によっては、既に初期の目的を達成している事業があれば柔軟に見直しを行い、施策全般の効率化を図る。先ほど町長のお話もございました。そういった効率化を図るなど、資源をほかに回して事業の重点を形成する、そういったことの話でございました。具体的な、そういった集中、最適配分のところを具体的に現在、計画として上がっているところがあるとすれば、そこをお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

人口減少問題をはじめ日々多様化、複雑化する行政課題に対応していくためには、行政組織として既存の事業や推進体制などを定期的に点検し、強化して、事業精査しながら重点化を図っていくことは重要なことだと認識しております。毎年度、予算編成時に、そういう視点で方針を各課に示しながら、各課で調整をしていただいて要求を上げていただくような、そういう仕組みでの、いわゆる事業のスクラップ&ビルドというような取り組みなわけですが、そういう取り組みも行っているところですが、なかなか自分のところの事業を見直して、一旦始まった事業をやめるとか、そういった部分が難しい部分もあってですね、ちょっと課題もあると認識しているところでございます。

また、職員個々の政策能力や課題解決に向けて、職員の能力向上に向けた研修等の必要性も高まってきているわけですが、こうした中で、今年度は新たな取り組みとして、先ほど議員さんの方からお話ありました、職員の行政運営の参加及び創意工夫を奨励し、地方創生の推進と住民サービスの向上を図るとともに、職員の資質の向上に資するということを目的としながら、町の行政課題解決、総合計画、総合戦略の推進、それから、住民サービスの向上に向けた職員による事業提案制度という事業を実施したところでございます。これは、課の枠を超えて横断的な視点での提案ということでの取り組みを行ったところでございまして、12事業上がってきたわけですが、職員が実際にプレゼンを行いまして、それを、副町長以下課長等で組織する審査会で審査をするというようなことで、事業の採択をするような形の取り組みも行ったところでございまして、行っております。提案事業の中に棚卸しのですね、関係の提案もございましたので、新年度には行政組織の再編、それから、あと、3年度以降には新庁舎の、新たな新庁舎も完成するという形になりますので、さらに効率的、それから、あと、効果的な質の高い行

政サービスが提供できるような事業推進体制の見直しと、職員の資質向上に向けた環境整備にも併せて取り組みながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

ありがとうございます。最後に、災害などへの備え、基金などでございますけども、災害などへの備えについて、二つほど伺ひます。はじめに、国との災害対処連携についてでございますが、元年度は、今年度は航空偵察、空からの地上視察が実施されております。将来の予測困難な災害の対処のためには、今後、国、自衛隊との連携を強化していく必要もあると思ひておりますが、これは、指揮所訓練での連携や総合防災訓練での連携が考えられますが、このことにつきまして、どのように考えているのか、お伺ひいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

災害に係る自衛隊との合同訓練といひますか、この質問でございますが、ちょうど昨年の11月でございますが、自衛隊との合同訓練をさせていただきました。それは、土砂災害に係る町内での孤立した地域の調査といひますか、そういったふうな実態も把握しながらのために、自衛隊のへりを派遣していただきまして、町の職員、町長も一緒に同乗しましたが、そういう中での有事の際の関係機関との連携をしっかりと図りながらという観点での訓練を実施したところであります。そういう中に、有事の際の、やはり、そういう連携の必要性といひますか、対処といひことは、大変大事であるといひことを再認識もしたところであります。したがいまして、今後の部分であります、例えば、大雨による土砂災害等ではあります、今、全国各地に予想しがたいレベルの災害が多く発生しているわけではあります、そういう中に、やはり、そういう総合的な訓練が、今後、必要であると、このようにも思ひておひまして、その進め方等々につきましては、どういふ災害を想定しながら、今後、そういう訓練をするかといひことにもなるわけではあります、そういう分野についても、自衛隊等との協議もさせていただきますながら、具体的に、やはり、そういう連携体制をしっかりと普段から訓練の中でもとれるように、今後、検討してまいりたいと、このように思ひておひするところであります。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

## 2番（山崎邦廣君）

はい、ありがとうございます。災害などへの備えの最後になるんですけども、二つ目は基金の確保について、お伺いいたします。中でも、財政調整基金は年度間の平準化、財源の不均衡の調整でございますけれども、そのほかに災害、今、お話がありました、災害とか経済の不況などへの備えを確保する上で重要でありますので、一定の規模を確保することは必要であると思っております。この財政調整基金につきまして、積み立ての考え方、将来に備えた蓄えでございますが、その考え方について、お伺いをいたしたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

## 議長（中崎和久君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

財政調整基金の積み立ての考え方ということでありますが、これにつきましては、午前中の柴田議員の質問の中にもございました。重複する部分がありますが、お答えをさせていただきます。今、おっしゃいますように、やはり財政の健全な運営といえますか、そういう目的の中で、この財政調整基金が設置されている、整備しているものでありまして、先ほどおっしゃいましたように、経済の変動といえますか、これによつての減収であったり、あるいは災害の生じる、そういう予期せぬ支出に対する年度間の不均衡を是正するという、そういう目的の中で、この基金は創設されておるものであります。

そういう中に、午前中にもお話を申し上げたところでありますが、一般的には財政調整基金は、標準財政規模の10パーセント程度という方向、方針、方向になっているものでありますが、当町の場合、大変、自主財源の厳しいといえますか、乏しい、そういう構造にございますので、そういう柔軟に対応していくためには、さらに町独自の目標であります、20パーセント程度を、標準財政規模の20パーセント程度を確保していくという観点での目標を立てながら、財政調整基金を整備しているものであります。そういう中に、現在850,000,000円ほどの基金になっているものでございまして、基準からしますと、標準財政規模等からしますと、若干上回って、20パーセントという部分を上回っているような状況にはありますが、概ね町の事情といえますか、こういったふうなことを考えますと、妥当な財政調整基金の額であると、このようにも思っております。ご理解を賜りたいと思えます。

## 議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

## 2番（山崎邦廣君）

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 議長（中崎和久君）

次に、3番、近藤聖君。

### 3番（近藤聖君）

3番、近藤聖です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。質問に入る前に、3月6日の町長さんの所信表明への感想を一言述べたいと思います。町政全体にきめ細かく目配りし、各分野に行き届いた大変力強い所信表明をお聞きして、大変感激いたしました。本日、くずまきテレビでこの議会放送をご覧になっている町民の皆さんも、次は、ぜひ傍聴席で直接お聞きになることをお勧めしたいと思います。失礼しました。それでは、質問に入らせていただきます。まだ不慣れでありますので、要領を得ないところがあるかもしれません。ご了承ください。

1番目の質問、新大橋建設についてです。去年の11月6日、岩手日報に林業の町 橋で発信という見出しで新大橋建設の記事が載りました。ここに持参しておりますけれども、読ませていただきました。既に工事は始まっておりまして、町長さんは12月議会で建設計画について答弁され、1月の町の広報紙面で町民に概略を説明されております。そのコンセプトは、たぶん屋根付き木橋にして林業の町を発信するというのが一つ、橋を基点に観光客を周遊させ町の活性化につなげる、そして、町のシンボルにすると、この3点かと思って拝見しました。屋根付き木橋という、とても斬新なアイデア、これは全国的にも、あまり例がないと思われまます。この計画を聞いた多くの町民は大きな期待を抱いたのではないかと思います。しかし、同時に首をかしげた町民もいたようです。だれがそんなことを思いついたんだらうとか、大橋に屋根を付けて、どうするんだべとか、大橋が本当に町のシンボルになるんだらうとかかですね、大橋を見て、本当に町の中に人が来るんだらうとかか、そういう声を町民からお聞きました。あまり耳にしたことのない屋根の付いた木橋という計画にイメージがわきにくかったかもしれません。町民の中には唐突さを感じた方もあったのではないのでしょうか。

そこで、一つ目の質問です。新大橋建設の目的、意義、方針についてと通告書には書いてありますが、もう少し砕いて言うと、例えば、どうして屋根付き木橋にするのか、橋ができれば町がどのように変わるのか、新しい大橋をシンボルとして、どのようにアピールするのかなど、改めてご説明をいただき、町民が感じている唐突感、不明点を解消していただきたいと思います。

二つ目に、商店街の皆さんも、新しい大橋の完成に大きな期待感を抱いていることと思います。完成すると、どのくらい観光客や訪問客が増えると想定しているのでしょうか。これは、なかなか分からないことかもしれませんが、見込みとしてはどのくらいなのでしょう、お聞きします。

三つ目に、観光客、訪問客が、まちなかの商店街を素通りして行くのではないかとこの懸念があります。観光客や訪問客がまちなかを歩き、中心市街地の商店に寄っていくような、具体的な経路といいますか、歩き方をどのように想定しているのでしょうか。そのために、どのような方策を考えているのでしょうか。

四つ目に、町として、どのような観光客誘客のプランが現在おありでしょうか。今、計画していること、または想定していることがあれば教えてください。

五つ目に、木橋に屋根を付けるということで、ちょっと驚きと言えば、驚きなんですけども、耐久性は確保されるというご説明でしたが、安心・安全が何十年間くらい保たれるものでしょうか。また、木造建築物は、できあがったばかりのときは、とても美しいと思います。でも、年月を経ると見た目が低下していきます。景観の耐久性というんでしょうか、見た目の美しさはどのくらい保たれるものなのでしょうか、心配しております。教えてください。

2番目の質問です。役場新庁舎について質問します。2016年に施行された国の法律によって、身体に不自由がある方への合理的配慮が求められ、今や公共施設や多くの人々が利用する施設のバリアフリー対策は当たり前になってきました。また、商業施設などでもバリアフリーの要求は非常に高くなってきています。新庁舎でも、おそらく、だれにでも利用しやすいような設備が整っているのではないかと町民は期待しております。

そこで、一つ目の質問です。障がい者や高齢者、妊産婦等にどのような配慮がなされているのか、その設備、対応について、具体的にお知らせください。

二つ目は、喫煙室または喫煙所の是非について、お聞きします。昨年11月の岩手日報の記事に、県職員 町外で喫煙 敷地内禁煙は逆効果という記事が載りました。読んだ方も多いかと思います。役所等の職員が敷地内禁煙で周辺の商店や空いている場所での喫煙をして、かえって受動喫煙の被害があるのではないかというものです。健康増進法の改正で敷地内禁煙になりましたけども、4月から完全に禁煙になりますけれども、受動喫煙の被害が減るといのは大変喜ばしいことだと私も思っています。ただ、喫煙者のタバコを吸う自由はあるわけですし、町の役場職員や関係者、そして、来訪者にも愛煙家がいるのは事実です。現実です。おそらく、やめないでしょう。どこかで吸うことになるのではないかと思います。また、これも大事なことかと思うんですが、葛巻では、タバコは産業の一角を担っているのは確かだと思います。そこで、役場庁舎または近隣に喫煙所を設ける考えはないか。また、職員や来訪者の喫煙者対応をどのようにしていくのか伺いたいと思います。

3番目に、文化財保護の現状と、今後、取り組むべき課題について、質問します。現在、町の文化財を常時保存、保管、展示されている場所は、葛巻小学校の3階資料館と小田のやすらぎの家資料館の2カ所かと思います。また、町内には民家や寺院などに数多くの歴史的な文化財が現存しております。

そこで、一つ目の質問です。町内文化財の保存状態や表示、保存方法、保管場所の維持などは適切に十分に行われているとお考えでしょうか。これは教育委員会でしょうか、現状認識を伺います。

二つ目に、今挙げた二つの資料館の利用状況はあまり芳しくはないようであります。30年度の報告書にも載っておりますけども、数は大分少ないと思います。教育委員会として利用の促進や活用の働きかけが適切に、効果的に行われているのか伺います。

三つ目に、今後、町の財産である文化財を適切に保存したり、分類して、将来の子孫に確実に伝えるために、専門の学芸員がぜひ必要だと感じています。学芸員を養成し、常駐させるお考えはないでしょうか。

四つ目です。お隣の九戸村で、古文書のデータ化に取り組んでいるという新聞記事を

読みました。葛巻町でも取り組んでいるというふうなことは耳にしましたが、現在の状況、今後のデータ活用の見通しや計画について可能な範囲で教えてください。

五つ目に、今後、葛巻町が発展し、町が新しくなっていくと思いますが、それを支えるものとして文化の振興と、町の発展を支えてきた文化財を確かに未来に伝えるための施設が必要ではないかと強く思っています。博物、歴史、美術、音楽、郷土芸能、舞台芸術などへの町民の要求に応えられる文化会館を建設するという将来展望はありますでしょうか、お聞かせください。

4番目の質問に入ります。教育委員会並びに各学校では、コロナウイルスへの対応で大変な思いをされていると思います。本当にご苦勞様です。今後、どのような状況になるのか予想が付きませんが、4月からは各学校で新学習指導要領によるプログラミング教育が始まります。

そこで、一つ目の質問は、機器は足りるのだろうかということです。プログラミング教育にはパソコン、タブレットなどが不可欠だと思いますが、児童、生徒に1台ずつ行き渡るように準備されているのでしょうか。教師用や予備も含めて十分な数が確保されているのでしょうか。

二つ目に、先生方の指導体制は十分なののでしょうか。どんなに道具が揃って、教材が渡されても、効果的な指導が担保されるとは限りません。パソコンが堪能な先生ばかりではないと考えられますが、先生方の研修は十分行われているのでしょうか。指導体制は心配なく整っているのでしょうか、伺います。

三つ目、子どもたちのプログラミング技能は今後、確実に高まっていくことと思います。でも、新しい教育が出てくると、どのように対応していったらよいかというのは、保護者の皆さんはいつでも不安になることが多いです。プログラミング教育の内容や対応について周知はできているのでしょうか。学校だけではなく、教育委員会の発信も必要かと思いますが、保護者や家族がどのように対応したらよいか、お聞かせください。

最後になります。四つ目、プログラミング教育だけではなく、最近の教育現場の状況について伺います。日本の学校の先生方は、世界中で最も残業時間が長い、仕事内容も世界で最も多様で厳しいと言われています。葛巻町の先生方は日々頑張っておられることと信じていますけども、そのような先生方や現場への支援について、教育委員会の取り組みを伺いたいと思います。

以上、長くなりましたが、4項目16点の質問にご答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの近藤議員の質問に、お答えをいたします。1件目の新大橋建設についてであります。まず、1点目の新大橋建設の目的、意義、方針について、改めて町民に説明

いただきたいということでもあります。質問というより、町民に説明いただきたいということでもありますので、ご本人はご理解なさっており、町民に説明していただきたいということだろうというふうに思いますので、説明をさせていただきます。

新大橋は、町道葛巻浦子内線、大橋の老朽化に伴い架け替え工事を行うものであります。地域の景観的、心理的シンボルとして整備することで、県内外から観光客を呼び込み、交流人口の増加を促すほか、まちなかの周遊性、回遊性を高めることで、新たな賑わいを創出する中核施設、ランドマーク的施設として位置づけるものであります。これにつきましては、平成29年ではありますが、議会の議員の皆さんと一緒に、先進地であります高知県に視察に行ってみてまいりましたものでありまして、その際にも屋根付きの木橋がございました。屋根付きと屋根付きでない木橋があったわけではありますが、屋根付きの方の木橋につきましては劣化がほとんどない。屋根付きにつきましては、でありますので、橋を保護、保全する観点からも、屋根付きが良いことと、それから、観光、交流人口の増加にもつながるということを感じてきたものであります。新大橋は、木製の屋根を持つ木橋による整備を予定しておりますが、屋根付きの橋は、神社仏閣の歩道や生活道路等としての設置は多く見受けられるものの、車道部分までを含めた木製の屋根付き橋は全国的にも珍しく、希少で、町の基幹産業のひとつである林業を通じて、県内外に町をアピールしようとするものであります。また、町中心部には、盛岡藩型の町屋や旧家の蔵など趣のある既存建築物が点在しているほか、身近に自然と触れ合うことができる親水・散策空間などの魅力もあり、これらに特産品や郷土料理などを提供する飲食・買物空間を加え、木橋により接続することで、歩きまわりたくなるまちなかを実現し、中心市街地における賑わいの創出を図ろうとするものであります。こうしたことから、新大橋は単に生活インフラとしての整備だけではなく、基幹産業の振興、観光交流における魅力の向上、中心市街地における賑わい創出と地域経済の活性化など、各分野と連動することで大きな相乗効果を生み出そうとするものであります。

次に、2点目の、どの程度の観客数入り込みを見込んでいるかについてであります。現在、町の観光客入込数は、過去5年間での推移を見ますと30,000人以上の増加となっております。平成30年度は524,000人程度で、今年度も堅調に推移している状況にあります。一方で、入込数のほとんどは、くずまき高原牧場、くずまきワインに集中しており、観光客は中心市街地を通過するだけであったことから、まちなかの賑わいを創出する新たな取り組みとして、昨年3月に歩きまわりたくなるまちなかを目指し、まちなかエリアビジョンを作成したところであります。まちなかエリアビジョンでは、町中心部にある既存建築物などを活用し、魅力を高めるだけではなく、新大橋や豊かな自然など、地域が持つ資源を最大限に活かし、まちなかの観光スポットをつなぎ合わせていくことで、歩きまわりたくなるまちなかを形成し、誘客、集客を図ろうとするものであります。そうした中、観光客の入込数の見込みについてではありますが、新大橋に対する見込みを設定するのは難しいところではありますが、交流人口が拡大し、これまで以上に観光客入込数が増加すれば、まちなか、あるいは新大橋を訪れる数も増えると考えられることから、他の施設を含め、町内での周遊性、回遊性が高まる観光事業の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の観光客の流れの経路をどのように想定しているかについてであります。まちなかエリアビジョンで目指している歩きまわりたくなるまちなかでは、完成後の新大橋と新庁舎の双方を起点とし、まちなかに点在する町屋や蔵のほか、親水・散策空間や飲食・買物空間をつなぐルートを複数設定し、観光客の皆さんから中心市街地を周遊、回遊してもらうことを想定しております。また、まちなかの賑わいを創出し、地域経済を活性化していくためには、周遊性、回遊性を高め、観光客等の滞在時間を増やす取り組みが大事であり、観光スポットの設定や様々な空間形成が必要となってくるものであります。こうした中、ルート設定につきましては、現在、くずまき観光地域づくり協議会のまちなか検討部会において検討を重ねているところであり、特産品など、そのほかの部会での取り組み成果も盛り込みながら、葛巻らしさがあふれるまちなかの魅力を伝えられるよう、案内マップの作製や情報発信を行うこととしております。

次に、4点目のまちなかへの誘客をどのように図るのかについてであります。まちなかへの誘客につきましては、私が町長に就任した平成19年度から、まちなか活性化協議会が取り組む四季の特色を活かしたイベントをはじめ、女性有志たちによるクラフト市の開催のほか、秋祭りなど各種イベントを開催しながら、誘客、集客に努めてきたところであり、一方で、まちなかにおいては、日常的な誘客と集客、あるいは賑わいの創出が課題であったことから、観光を切り口に新たな視点で地域経済の活性化を図るため、平成28年度からくずまき型DMO事業に取り組み、くずまき観光地域づくり協議会が主体となり、様々な事業を展開してきたところであり、そうした中、これまでの答弁でもお話しておりますが、昨年3月にまちなかエリアビジョンを策定し、歩きまわりたくなるまちなかの実現に向け、様々な取り組みを進めている最中であり、引き続き、商工会、関係団体との連携を図りながら、魅力の創出に努め、誘客、集客の拡大を図ってまいりたいと思います。

次に、5点目の町産木材使用による耐久年数はどのくらいかについてであります。一般的に、木造による橋梁を含む構造物の耐用年数は15年、木造住宅における耐用年数は30年となっておりますが、この年数は実際に耐えられる年数ではなく、財産の減価償却費を計算する際に用いられる償却年数となっております。一方で、今回、木橋で使用する集成材は、林業試験場などでの資料によりますと、一般的な使用環境下における耐用年数は50年から70年はもちろんのこと、環境や条件によっては100年の使用にも耐えられるということであり、こうしたことから、集成材は非常に強固な部材のひとつであり、橋梁という特殊な構造体として使用するわけであり、長期間での使用が可能であるとのことでありますので、適切な管理のもと経年劣化を抑制し、長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2件目の役場新庁舎の建設について、お答えをいたします。1点目の庁舎内のバリアフリー対策、設備についてどのように整備されるのかについてであります。新庁舎の建設にあたっては、現庁舎の問題点等を踏まえ、高齢者や障がい者が安全で安心して利用できる庁舎、子育て世代に必要な授乳、おむつ替えなど、乳幼児や女性に配慮したスペースの確保などのバリアフリーのほか、すべての人が快適に利用できる利用空間を形成するユニバーサルデザインを取り入れた設計となるよう、新庁舎建設基本計画に、

設計における基本方針や配慮事項を定め、基本設計、実施設計に反映してきたところがあります。こうした中、具体的な内容ではありますが、段差をなくしたフラットなフロアはもちろんでありますが、車イスでの移動がしやすいよう廊下の幅を現在の約1.5倍となる約3メートルを確保、地下1階から地上5階までの垂直移動に利用するエレベーターは建物中央と西側に配置しております。また、多目的トイレを各フロアに、2階、子育てサロンスペースには授乳室と子ども用トイレを完備しているほか、議場の傍聴席には車イス利用者のためのスペースを確保しております。さらには、病院から新庁舎を結ぶ屋外連絡路の歩廊スペースは、ロードヒーティングによる融雪機能を取り入れており、冬季における移動時の安全性も確保したところがあります。

次に、2点目の庁舎内、または庁舎周辺に喫煙室を設置する考えはないかについてであります。施設の内外における喫煙につきましては、平成30年7月に健康増進法が一部改正され、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等が規定されたところであり、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関については、令和元年7月から建物内を含め、原則敷地内禁煙とされたところがあります。一方で、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所であれば、喫煙場所を設置することができることとされております。具体的な措置としまして、喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること、喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することが条件とされております。また、屋外における分煙施設の技術的留意事項では、煙が周囲に容易に漏れ出ないようにすることが基本として示されているところがあります。こうした状況などから、新庁舎の整備にあたっては、建物内には喫煙室を設置しないこととしておりますが、屋外につきましては、新庁舎完成後に施設周辺の状況や利用実態などを踏まえながら、引き続き、検討してまいります。

次に、3件目の文化財保護の現状と今後取り組むべき課題について、お答えをいたします。まず、1点目の町内文化財の保護、保全、活用は適切に行われていると評価しているかについてであります。現在、町には天然記念物指定16点、有形文化財指定19点があり、文化財保護委員によるパトロールを年4回実施し、調査結果や指摘事項を基に、所有者の皆さんからご理解をいただきながら、必要な措置を講じ、適切な保護、保全等に努めているものであります。そうした中、保護、保全、活用に対する評価についてであります。毎年、外部人材で構成する教育行政評価委員会において、教育行政の事務事業について点検、評価をいただいているところではありますが、文化財に対する取り組みについて、一定の評価をいただいているところがあります。

次に、2点目の町内の文化、歴史資料展示施設の活用は適切かについてであります。現在、町の文化、歴史資料展示施設は、葛巻小学校の空き教室を活用した葛巻町郷土資料室と旧小田小学校を活用した小田やすらぎの家・民俗資料館の二つとなっており、郷土資料室については町が直接、民俗資料館については小田部落会に委託し、適切な管理に努めているところがあります。施設の活用につきましては、小学校の社会科の時間で、昔の暮らしの様子を学ぶ機会や、民俗資料等の研究での見学希望があり、必要に応じて文化財保護委員の皆さんの協力を得て、解説をお願いするなどし、適切な管理と活用に努めているところがあります。

次に、3点目の専門の学芸員、図書館司書を養成すべきと思うが、その考えはないかについてであります。これまで、施設の規模、専門知識の対応性、職員体制などを踏まえ、専門の学芸員は配置せず、県立美術館、県立博物館や埋蔵文化財センターなどの専門知識を有する機関と連携、協力しながら、必要に応じて指導や助言をいただいているところであります。また、図書館司書につきましても、現在の図書機能の施設規模から専門の職員を配置するには至ってはおりませんが、町民の生涯読書の普及、推進を図るため、様々な取り組みや事業を行ってきたところであります。一方で、現在、複合施設として新たなまちの拠点として整備を進める新庁舎では、町民の学び、文化活動、交流機能を充実したエリアの整備が予定されており、町民の様々な活動を支えるコンシェルジュ的な役割を担う専門職員の配置が必要と考えております。そうしたことから、新庁舎の完成は令和3年度であります。新年度において教育委員会事務局の体制を見直し、新庁舎完成後に充実した文化・交流機能のサービスが提供できるよう、準備を進めることとしておりまして、併せて、必要な人材の育成、確保も図ってまいりたいと思っております。

次に、4点目の今後文化財のデジタル化、データ化に取り組むべきと思うが、どのように考えているかについてであります。情報技術が向上し、様々な分野で記録のデジタル化が進んでいるところであります。当町においても、昨年度から町史資料などの歴史的資料の整理、保存作業を行っているところであり、文化財などにおいても、今後デジタル化を進めていきたいと考えているところであります。

次に、5点目の今後美術館、資料館とともに、舞台設備の整った文化会館建設を望んでいるが、その計画はあるかについてであります。美術館等をはじめとした文化施設の整備につきましても、建設費用はもとより、その後の維持管理に相当の費用を要することから、文化施設に対する町民の皆さんのニーズのほか、他の施設整備との比較、優先度、他町村における類似施設の利用実態などを総合的に検証しながら、慎重に検討してきたところであります。そうした中、現在、複合施設として工事を進めている新庁舎は、施設稼働率を上げるため様々な、多様な利活用を想定をし、効率的に利用できる設計を取り入れており、特に文化・交流面では、300席以上の移動式観覧席を有し、平土間での活用ができる多目的ホールのほか、図書、学習スペース、各種会議室などを整備し、充実を図ったところであります。こうしたことから、専用的な利用に供する美術館、資料館、文化会館などをはじめとした文化施設については、当面、整備する計画はない状況にあります。

次に、4件目の令和2年度からの新学習指導要領実施への対応について、特にプログラミング教育について、お答えをいたします。まず、1点目の実施のための予算措置は十分かについてであります。新学習指導要領への移行につきましても、平成30年度より指導用教材の整備のほか、町では以前から情報通信機器の整備に力を入れており、現在、児童、生徒用パソコンの整備状況は約2.6人に1台となっており、県内一の整備率となっております。また、小学校の外国語活動において、昨年度より中高の英語科の教員免許を有する支援員を町単独事業として小学校に配置し、特別教科の道徳においては、指導用の映像教材を整備しているほか、来年度予算として、小学校全学年全教科等の教

師用指導書、算数科のデジタル教科書の整備予算を計上させていただいているところがあります。そうした中、平成30年度決算額における児童、生徒一人あたりの教材費は、県内33市町村中、上から4番目の額で、十分な予算措置が図られていると、町内小中学校の教職員の皆さんからは認識していただいているほか、町外の教育行政関係者からも高い評価をいただいているところであります。

次に、2点目の教員の指導体制、研修は十分と考えられるかという質問であります。町では、これまでも県教育委員会や盛岡教育事務所が主催する研修への参加の推奨を行ってきたほか、町教育委員会が主催する研修会を開催し、教職員の指導体制の構築に向け、研修機会の提供、確保に努めてきております。特に、町教育委員会主催の研修につきましては、これまでに特別教科、道徳や小学校外国語活動の授業づくりに係る研修のほか、プログラミング教育の推進につきましては、関西大学大学院との連携によるICT機器の活用研修を実施してきたところであります。また、そのほかにも町単独事業で、学校教育アドバイザーを設置し、学校運営や授業づくりに係る訪問支援など、町内小中学校の実態やニーズに応じて、指導体制や研修機会の確保に努めております。

次に、3点目の保護者、家庭への周知はできているかについてであります。新学習指導要領の改訂に伴い、改訂に込められた願いや、学び方、学ぶ内容について、生きる力学びの、その先へというリーフレットが文部科学省から発行され、昨年3月に保護者に配布し、周知を図ったところであります。また、昨年度から移行措置期間となっていることから、授業参観等の機会や各種通信などを通じて、保護者、家庭に情報提供を行っているほか、来年度からの小学校、再来年度からの中学校における、新学習指導要領の全面実施に向け、理解を促してきているところでございます。

次に、4点目の新しい指導内容による教員への負担は増加の一途と思われるが、教員への教育委員会の支援や負担軽減策をどのように進めていくのかについてであります。町教育委員会では、新学習指導要領への移行に向け、物的、人的を含め様々な支援を行っているほか、様々な業種において働き方改革やワーク・ライフバランスに取り組む中、教職員に係る負担の軽減についても支援と、その対策を進めているところであります。そうした中、町内小中学校の教職員における、1月当たりの校内での超過勤務時間数は、国が定める45時間以内に収まっているのが全体の約8割強となっており、国の平均と比較しても良好な状況となっております。このことは、教職員が教材研究等の時間を確保する一方で、私生活が充実されている表れであると認識しており、その結果、町内の児童、生徒に対する指導がより一層充実し、学力の向上が図られていくものと感じているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

多岐にわたる内容にお答えいただきまして、大変ありがとうございます。まだ慣れない部分、時間配分がうまくできないところもあって大変申し訳ないなと思っています。

再質問をいくつかさせていただきたいと思います。

1点目の新大橋建設についてですが、屋根の付いた木橋というのは、やっぱりヒントがあったようで、先ほどお話になった高知県の視察というのは梶原町のことでしょうか。たぶん、そうだと思います。議会の記録を見ると、以前そのような記録があったので、たぶん、そうだと思う、ちょっと調べてみました。そしたら、梶原町の木橋というのは神社に行くところの橋ではないかと思うんですけども、インターネットで調べるとですね、私は行ったことがないんですけども、大変素敵な橋で、これをモデルにしたら、ものすごい素晴らしい橋ができるんじゃないかと思って、期待感がすごくワクワクです。ただ、あの神幸橋という橋だったと思いますけども、あれは歩道橋ですよ。やっぱり車道ではない歩道橋だということ、それから、いろいろ調べてみると、全国的に有名は木の橋というのは、ほとんどが歩道橋で、この車道と一緒に、車が走っているのが一緒の木橋というのは、なんか、あまりないようなので、相当な、これは挑戦だなと、チャレンジだなと、非常に感じております。そこで、なるほど、ヒントがあったんだなと思うんですが、高知県に視察に行かれたということは、もう既に、そのときに木橋といいますが、屋根付き木橋が頭の中に皆さん、おありになったのかなと思うんですが、そもそも、この斬新なプランを考え出したのは、どこで、どなたなのかなと率直に思って、これは町長さんが発案されたのか、それとも地域住民から何か、そういう意見が上がったのかな、その点については何かはっきりしたことがあるんでしょうか、教えてください。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の浦子内の大橋の件であります、先ほど町長からもご答弁申し上げたわけですが、以前に町長は、そういう施設等をいろいろ視察した経緯、経緯といいますが、ございまして、大変、記憶に残ってございまして、なんとか林業の町としてのシンボルとして、ぜひ、できないものかなということで、発想としては町長からであります、屋根だけではなくて、町長、当時であります、屋根だけではなくて、下の下部工等も含めての全体を町産材の木造を利用しての橋を考えてのお話でございました。そういう中に、どうしても構造上の関係等から、県の土木建築部門、あるいは、これを持って国の方へもいろいろ協議をしていただいたわけですが、どうしても下部工の部分につきましては構造上、木造ではなかなか難しいという判断になりまして、今回の屋根をかける、そういう木造に、木造といいますが、橋に変えての、今、進めておるところであります。いずれ、町長の発想であります。

議長（中崎和久君）

町長。

## 町長（鈴木重男君）

今回の橋のみならずであります、新しいものを建設するとき、私は常に一つのもの一つ一つの目的だけでなく、多目的に活用できるような施設を整備していこうという基本的な考えで、これまでも進めてきているものであります。例えば、葛巻小学校の体育館であります。体育館、小学校の授業、学校で使うというだけではなくて、床暖にすることによって、有事の際の地域の避難場所にも活用する場合もあるかもしれないとか、あるいは、学校プールも温水にすることによって、小学校のこれまで夏の間一時的に、一時しか使わなかったものが年間を通して多くの町民が活用できるような健康増進にもつながるものであること、あるいは、また、茶屋場田子線、これも、まちなかの中心部を守るといふ堤防には大きな、そういった災害からの役割があるわけではありますが、それを2倍に増強することによって、バイパス機能を持った道路にしていくとか、考えてみますと、一つのもの一つ一つの目的だけでなくつくる、こういったのが根底にあるものでありまして、そういったことから、橋は老朽化、大橋は老朽化しての架け替えであるわけではありますが、そのときに、町の費用負担は極力ない中で、そして、さらに情報発信に努めたり、そのことによって交流人口が増加したりすることにつながれば幸いであるというふうにも思っておりますことと、林業の町として、今、橋に、新しい橋りょうを建設するとき、木材は構造上難しいわけでありまして、なかなか木を、下部工から木材だけというの難しいわけではありますが、それを、ぜひ今後進めることによって、日本国内の橋が、ある一定の長さ、幅であれば、木材の利用が認められるとなったら、林業の活性化にも、木材の利用にも大きく寄与するであろうと、大きく変わるであろうというふうにも思うものでありまして、何回もそういう専門の方々との協議もしたところであります。橋は木でいいんじゃないかと、昔から木は橋に決まっている、橋というのは、そもそも木偏じゃないかということで、その木を使った橋を強く要望したものであります、しかしながら、下部工はいろいろな、これまでの災害等を考えますときに、やはり安全な、それから長寿命であることを考えましたりするとき、コンクリートの方がその通りでもあるかなとも思ったりしているものであります、今後におきましても、橋にできる限り木材を活用するという方向には動いてまいりたいと、そのひとつとしての新大橋の建設でありますこと、ご理解を賜りたいというふうに思います。

## 議長（中崎和久君）

近藤聖君。

## 3番（近藤聖君）

今、答弁をお聞きしてですね、町長さんの、何というんでしょう、幅広い考えと申しますか、深い考えと申しますか、そういうのを大変感心して聞いておりましたし、こういう新しい建設計画とか、新しい発想のものが出てきたときに町民の、もちろん町民みんなから聞いたわけではないんですけども、町民の皆さんの反応は、例えば、鈴木町長さんなら、きっと、うまくやるだろうとか、鈴木町長さんだと、きっと、やってくれるという声が非常に多いんですね。そういうふうな聞くたびに、ほかの町にない大変素晴

らしいことをやっているんだなということを感じる人が多いです。今も大変詳しくお話をお聞きしてですね、ますます期待感が膨らんできました。

そこに水を差すわけではないんですけれども、今回、説明をお聞きして、先ほどもちょっと言ったんですが、町民の間に、何と申しますか、唐突感と申しますか、え、というふうな、そういうふうな感覚の声が聞こえたことも確かなんです。どうも、それはどうしてなのかなと、私が考えてみたところですが、もしかすると、その発表の時期が少し、何と申すか、町民に伝わるのが、もうちょっと早い方がいいのではないかと。つまり、ちょっと突然のような感じが、新聞の記事で出てきたときの突然のような感じを受けた町民がいるようでもあります。例えば、新庁舎の建設工事のときも、おそらく、今のお話を聞いていても、着々と綿密に検討されて、できてきたんだなというのが今日はよく分かりましたけれども、でも、町民の中では、なんか、いつの間に決まって、いつの間にそうなったんだらうということをおもっている町民もおります。その声も聞きます。どうも、それは、綿密に検討されたんでしょうが、具体的な中身が出てきたときには、なんか既に、もう全部決まっています、なんか、なんだ、全部決まっているんだ、何も町民が口出すところはないんだ、みたいな感覚を受けてしまうところがあるのかなと。そういう意味で、いろんな、こういう建設計画なり、あるいは新しいことをやるときには、ぜひともですね、もう少し早めに出していただけたら、よかったのかなということをお意見として持っています。質問と言えば、ちょっと、あれですけども、町民はやはり、その素晴らしい計画ができていくときには、どこかに私、町民としての参画意識というんでしょうか、それに自分も、そういうのが、こういうふうになっていったんだぞと、自分が直接それに手を下したわけじゃなくても、それに賛成をしたり、あるいは意見を言ったり、あるいは、たまには反対を言ったり、そういうことで、できてきたことによって、新しいものが完成することに対する町民の参画意識というんでしょうか、そういうものが、もっとあると、さらに町民の意識が高まるんじゃないかと思うので、こういうふうな今までの建設計画の中で、ちょっと、それが足りなかったのではないかなと思っておりますが、その点については、どうお考えでしょうか。お聞きします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。今回の木橋の整備にあたっての経緯ではありますが、先ほども申し上げましたように、構造上とか、そういう木橋で進めたいというような考え方は持っても、その後、構造上の関係であったり、あるいは、もう一つは、補助事業として、さらに財源手当が可能であるかどうかという部分等の、言ってみますと、そういう部分の調査もしっかりとしながら、具体的に、確実に、何と申しますか、可能な見通しが立った時点で、どうしても、こういう事業というものは発表せざるを得ないというような状況にあるものであります。と申しますのは、今回の橋の補助事業につきましては、一般的には社会整備交付金事業ということで、この事業で、国土交通省の事業で進

めるわけでありませんが、これに、先ほど申し上げましたように、全国的にない事例を、ここで整備をしていきたいというような場合におきましては、どうしても国の補助制度の中にはまらない部分がございます、そういう中で新たに、今度は地方創生の関係から、先程来、町長からも答弁しておりますが、周辺の観光客を中心部に、どうしても周遊できるようにしたいというような考え方の中で、今、地方創生、正に、そういう外からの誘客を図りながら、中心部の活性化等々に結びつけていくような方向性の支援を、地方創生の交付金等でしているわけでありましたが、今度はそういう、今まで、従来の橋の整備の補助金から切り替えまして、この地方創生の交付金事業に今度は切り替えまして、現在、地方創生の本部の方との調整をしながら、その目途が、やっと去年に目途が立ちまして、そういう中で、今回の整備を具体的に進めていきますよというふうな段階になっているものでございまして、おっしゃいますように、そのものによっては、はじめから、そういう部分をしっかりと皆さんにお知らせしながら進めることもあるわけですが、今回のこの橋等々につきましては、どうしても、そういう、その補助事業の方向性もしっかりと捉えながら進めなければならない部分がございますので、そういう面では、その発表の時期と申しますか、具体的に進める時期というのが少し、今ご指摘があったような部分もあったかなど、このようには思っておりますが、今後、やはり、そういったふうな部分等もしっかりと、事前の収集もしっかり図りながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

大変、丁寧な説明ありがとうございます。私は今お聞きして、または、議員になって、まだ1カ月半なんですけども、この1カ月半に、そういう、いろんな資料を拝見したり、いろんなお話を聞いて、今の話もよく理解できます。よく分かるんですが、1カ月半前の、その前の、ただの町民だったときには実はよく分からなかったです。ですから、やっぱり、そういう面がもっとあったら、なお、いいんじゃないかなと思って、今聞かせていただきました。ぜひとも今後ですね、こういう大事な点について、計画の概要の説明とか進捗状況のですね、そういう説明、あるいは発表をですね、さらに丁寧にやっていただければ、町民の参画意識がさらに高まるのでは思い、よろしくお願ひしたいと思います。まだ、ちょっと質問を用意しておったんですけども、時間配分がどうもうまくできませんで、これで終わりたいと思いますけども、最後に、町長さんは議会答弁で、新大橋を、馬淵川の美しい清流に調和し、多くの町民と来訪者に癒しを与える空間、橋りょうにしたいと述べておられます。正に、私もそう思います。そういうふうな橋になってほしいと思いますし、そのような環境になってほしいと思います。新大橋が、ぜひとも、そのような環境、色、形、形状、そして、様子、観光客が集まる、その雰囲気、そういうものが素晴らしいものになりますように切にお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、明日3月10日から16日までの7日間を休会としたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3月10日から16日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月10日及び12日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会します  
ので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時31分）